

第2期

宇和島市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和元年 11 月時点
宇和島市

は じ め に

市長コメント記入予定

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置付け	3
3 計画の期間	3
4 策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 人口などの状況	5
2 子どもを取り巻く現状	11
3 意識調査結果の概要	17
4 現状・課題のまとめと今後の方向性	27
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	29
2 計画の視点	30
3 施策体系	31
第4章 施策展開	32
1 子どもたちの未来のために	34
2 子どものいるすべての家庭のために	48
3 まち全体で子育てを支えるために	55
第5章 推進体制	62
1 地域における推進体制の充実	63
2 庁内における推進体制の充実	63
3 社会情勢・経済情勢への対応	63
参考資料	64
1 策定経過	65
2 宇和島市子ども・子育て会議条例	66
3 委員名簿	68

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 29 年の合計特殊出生率は（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.43 と、過去最低であった平成 17 年の 1.26 よりは上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

宇和島市（以下、「本市」という）では、平成 27 年 3 月に「宇和島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という）を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、取り組んできました。

このたび、第 1 期計画が令和 2 年 3 月で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第 2 期宇和島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村行動計画で、これまで取り組みを進めてきた「宇和島市子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承するとともに、新たな課題に対応した本市の子ども・子育てにかかる総合的な計画として位置付けます。

また、本計画は、上位計画である「第 2 次宇和島市総合計画～継承・共育・発信のまち～」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である令和 6 年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
策定年度	宇和島市 子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							
				評価・次期計画策定	次期計画 (R 7 年度～)			

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、保護者、学識経験者、福祉・保健・教育などの関係者、行政関係者などで構成する「宇和島市子ども・子育て会議」において計画の内容などを協議し、計画を策定しています。

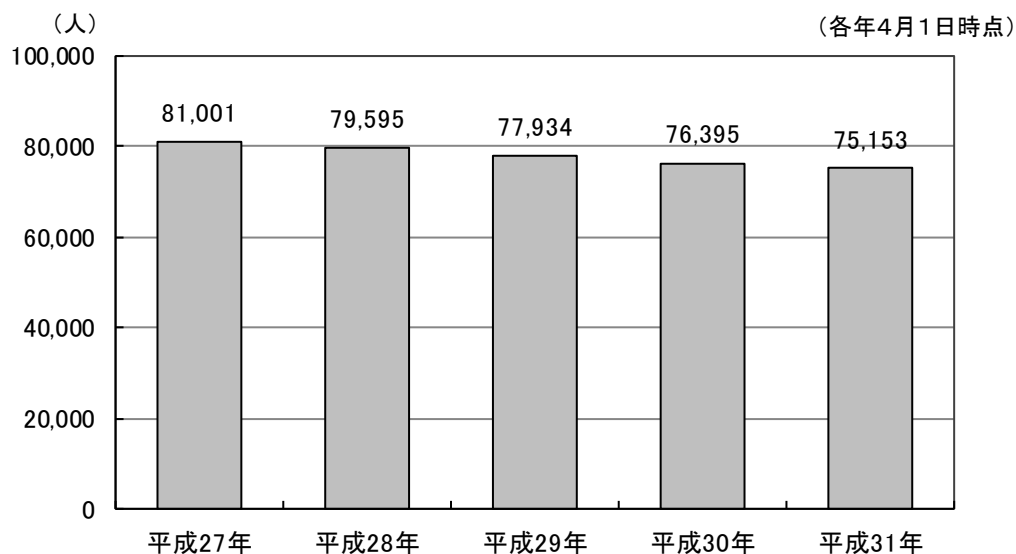
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口などの状況

1. 総人口及び年齢3区分人口の推移状況

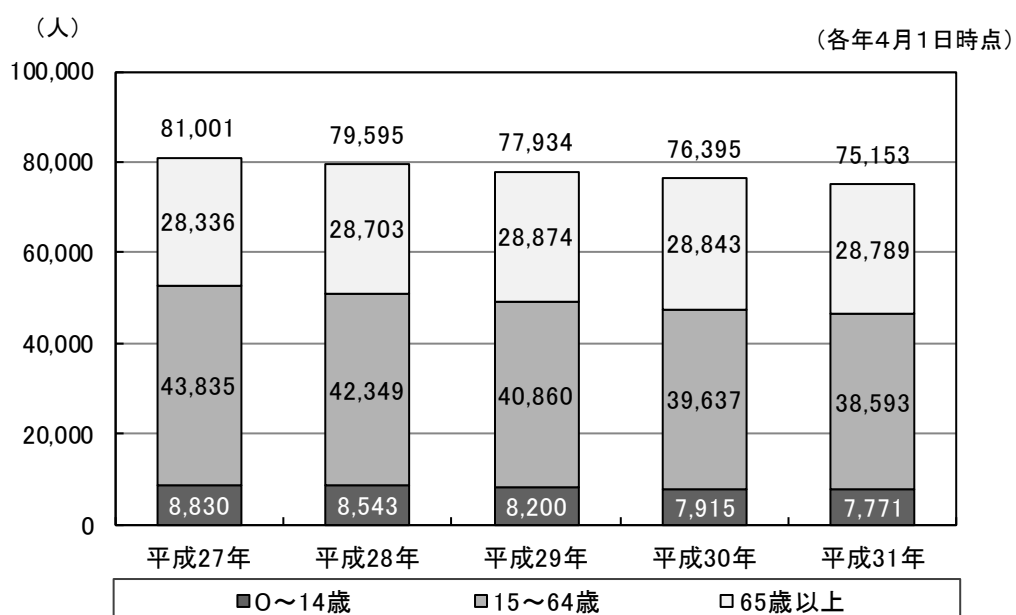
■総人口の推移状況

本市の総人口の状況を見ると、年々減少傾向にあり、平成27年の81,001人から、平成31年には75,153人となっています。



■年齢3区分別人口の推移状況

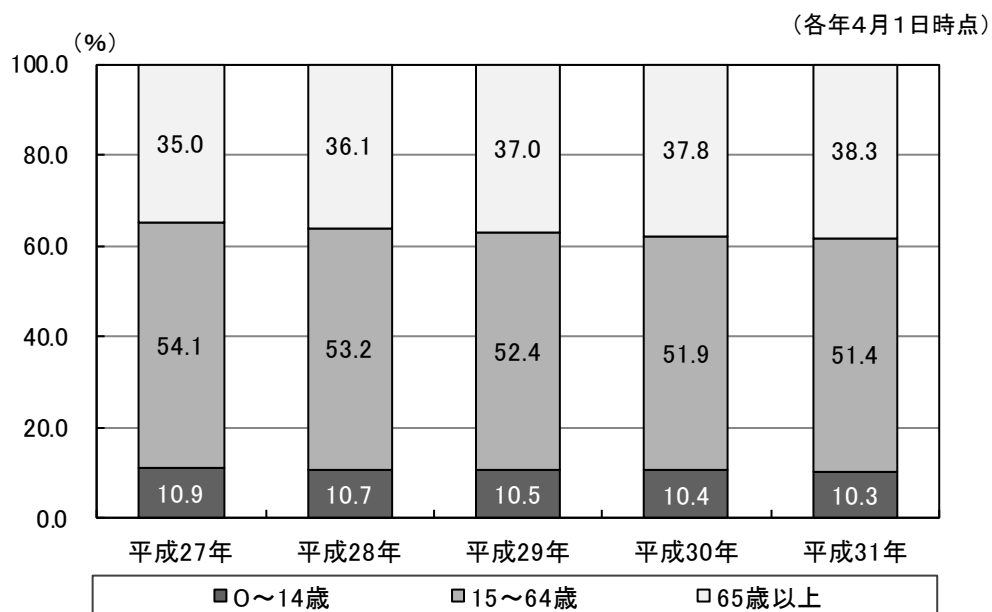
年齢3区分別人口の推移状況を見ると、0～14歳、15～64歳ともに減少の一途を辿っています。65歳以上については、平成30年以降減少傾向となっているものの、高齢化率は38.3%と4割弱を占めています。



資料: 住民基本台帳

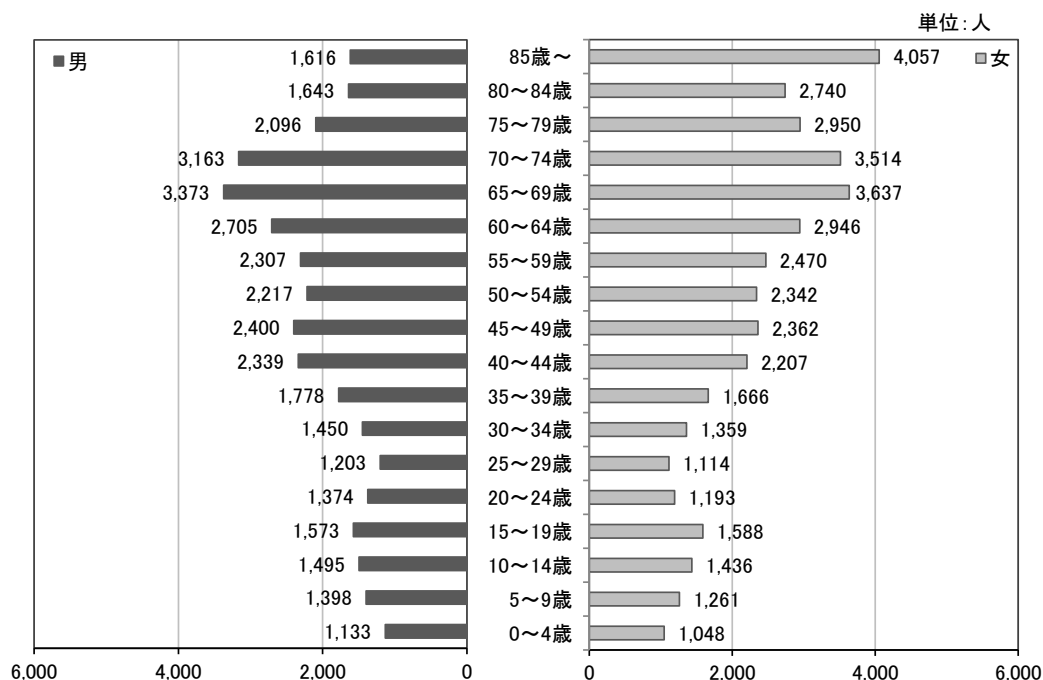
■年齢3区分人口比率の推移状況

年齢3区分人口比率の推移状況を見ると、0～14歳及び15～64歳が低下傾向であるのに対して、65歳以上は上昇傾向にあります。



■人口の構成状況（平成31年）

人口の構成状況を見ると、65～69歳及び70～74歳が男女ともに多い状況となっており、子育て世代である20歳代・30歳代は少ない状況となっています。



資料: 住民基本台帳

2. 子どもの推移状況

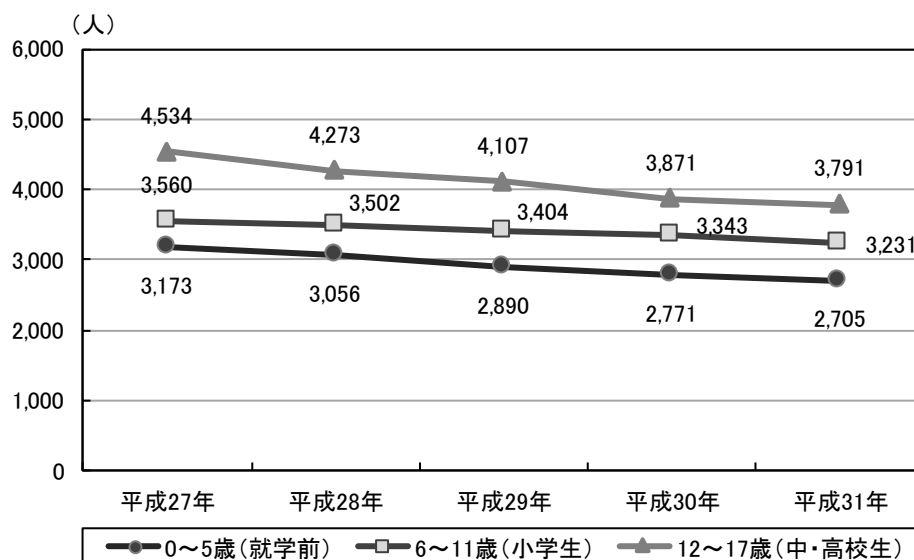
0～17歳人口についての推移をみると、減少傾向にあり、0～5歳・6～11歳・12～17歳人口も減少傾向にあります。

(各年4月1日時点)

0～17歳人口の推移状況

単位:人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	488	447	425	394	389
1 歳	539	489	452	427	406
2 歳	496	537	479	450	439
3 歳	520	499	527	480	454
4 歳	572	518	498	522	493
5 歳	558	566	509	498	524
6 歳	529	552	562	516	502
7 歳	573	530	540	574	523
8 歳	631	573	528	537	572
9 歳	584	627	572	525	538
10 歳	648	581	623	572	524
11 歳	595	639	579	619	572
12 歳	680	589	635	578	620
13 歳	720	674	593	636	578
14 歳	697	722	678	587	637
15 歳	812	690	715	674	579
16 歳	801	800	687	708	674
17 歳	824	798	799	688	703
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0～5 歳(就学前)	3,173	3,056	2,890	2,771	2,705
6～11 歳(小学生)	3,560	3,502	3,404	3,343	3,231
12～17 歳(中・高校生)	4,534	4,273	4,107	3,871	3,791
小 計	11,267	10,831	10,401	9,985	9,727



資料:住民基本台帳

3. 世帯数の状況

世帯数の推移状況を見ると、平成 27 年の 36,775 世帯から平成 31 年には 36,019 世帯まで減少しています。

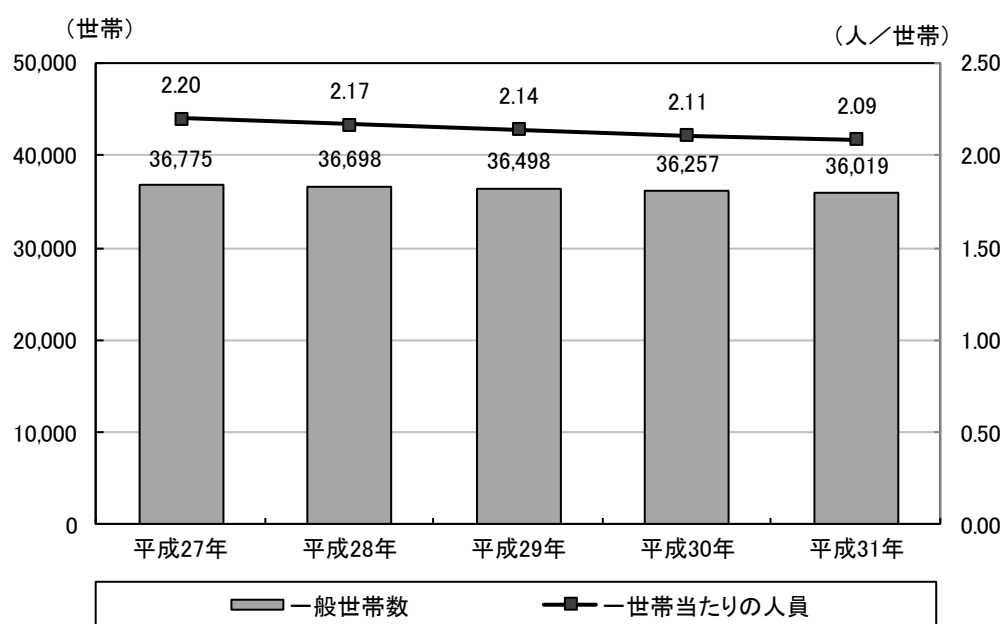
また、1 世帯当たり人口の推移状況を見ると、平成 27 年が 2.20 人であったものが平成 31 年には 2.09 人まで減少しています。

(各年4月1日時点)

■ 世帯数及び 1 世帯当たり人口の推移状況

単位: 世帯・人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
世帯数	36,775	36,698	36,498	36,257	36,019
1 世帯当たり人口	2.20	2.17	2.14	2.11	2.09

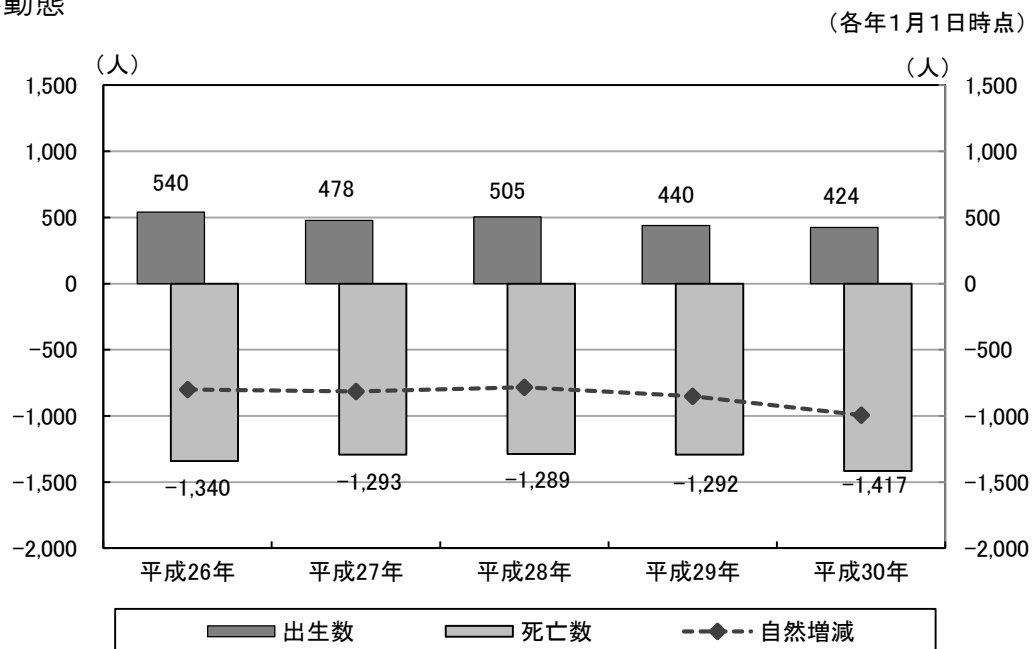


資料: 住民基本台帳

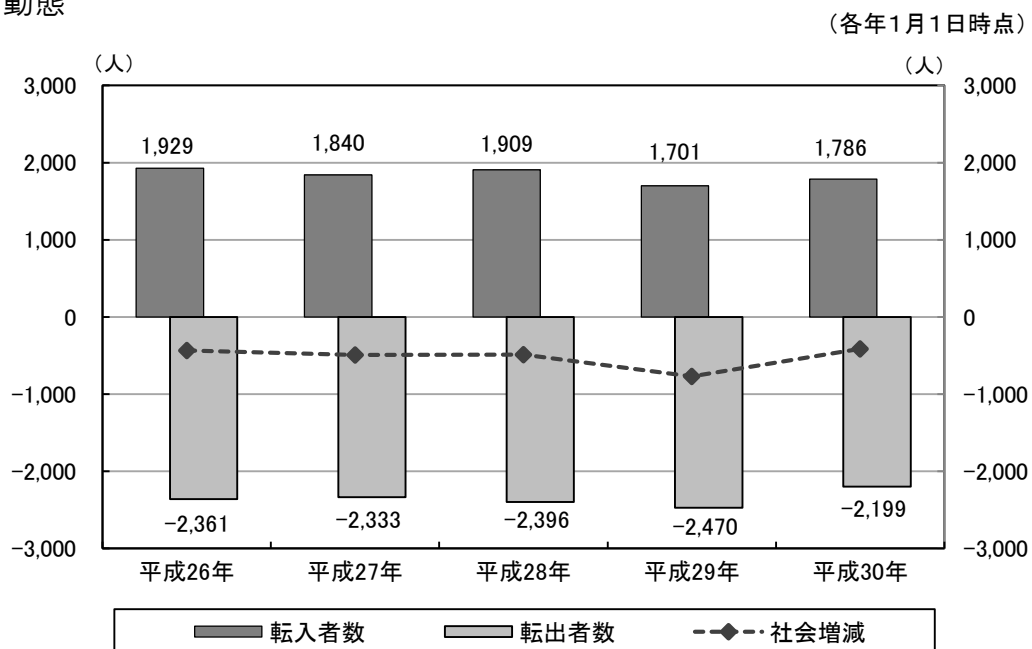
4. 人口移動の状況

人口動態をみると、自然動態においての人口は減少傾向にあり、社会動態においては、増減を繰り返しています。

■ 自然動態



■ 社会動態



資料: 住民基本台帳

5. 出生数などの状況

母親の年齢別出生数の推移状況をみると、全体としては平成 25 年の 266 人から平成 27 年には 228 人に減少していますが、20 歳～24 歳においては増加傾向となっています。

■母親の年齢別出生数の推移状況

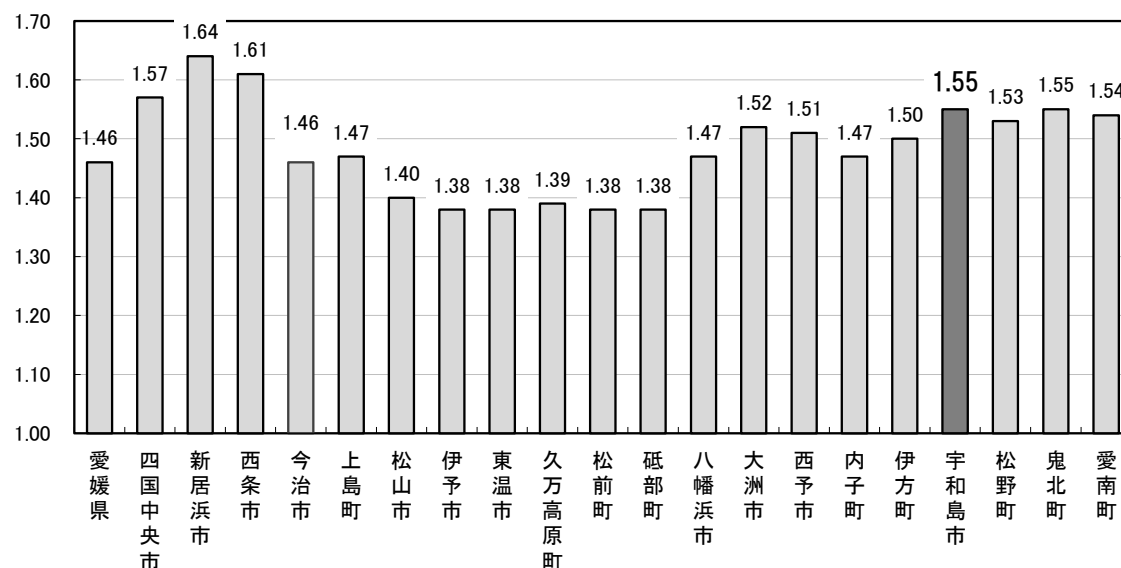
単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
15 歳～19 歳	4	3	5
20 歳～24 歳	24	31	32
25 歳～29 歳	94	73	66
30 歳～34 歳	79	80	76
35 歳～39 歳	52	32	41
40 歳～44 歳	13	16	8
45 歳～49 歳	0	1	0
合計	266	236	228

資料：愛媛県保健統計年報告

合計特殊出生率（※ベイズ推定値）の状況をみると、本市は 1.55 となっており、全国及び愛媛県を上回っている状況です。

■合計特殊出生率（※ベイズ推定値）の状況（平成 24～28 年平均）



※ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域（二次医療圏）のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率及び標準化死亡比を補正し算出した数値です。

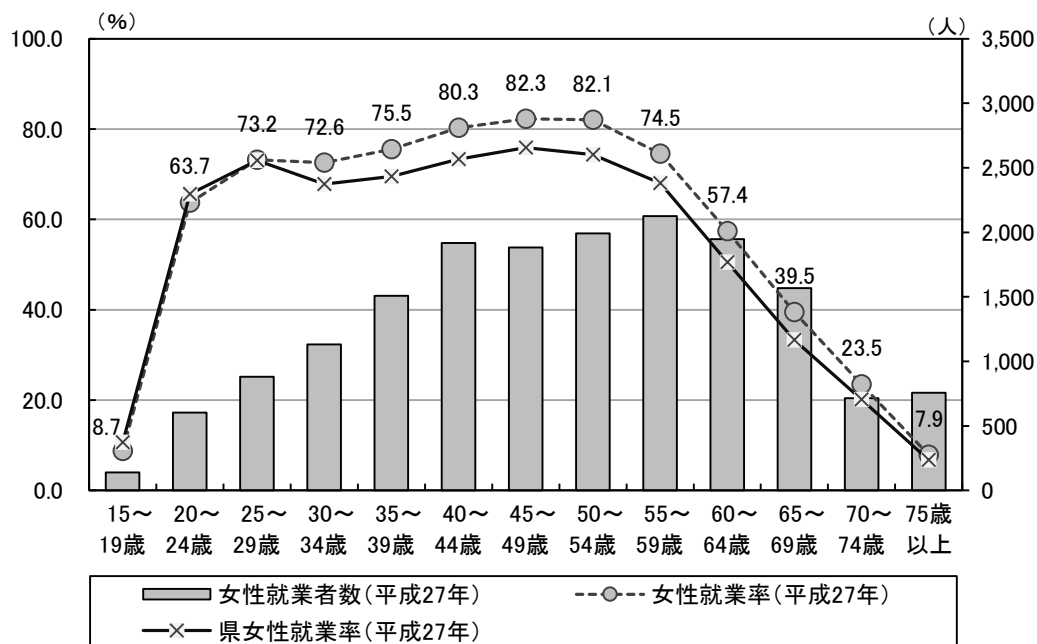
資料：合計特殊出生率地域別レポート（愛媛県 平成 30 年3月）

6. 女性就業者数などの状況

女性就業者数の状況を見ると、55～59歳の就業者数が2,127人で最も多くなっています。また、女性就業率では45～49歳が82.3%で最も高くなっており、30～34歳で結婚、出産や子育てのため離職し就業率が低下する「M字曲線」の状況が緩やかにみられます。

なお、平成22年と平成27年の女性就業率を比較すると、20～24歳を除いて女性就業率は上昇しています。

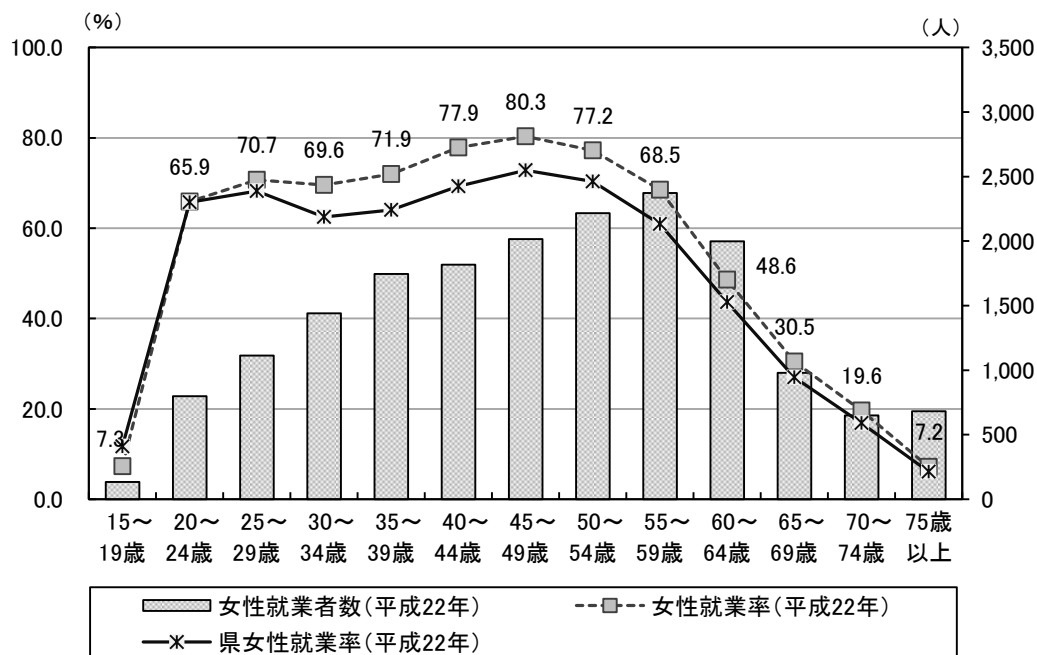
■女性就業者数及び女性就業率の状況（平成27年）



資料:国勢調査

【参考】

■女性就業者数及び女性就業率の状況（平成22年）



資料:国勢調査

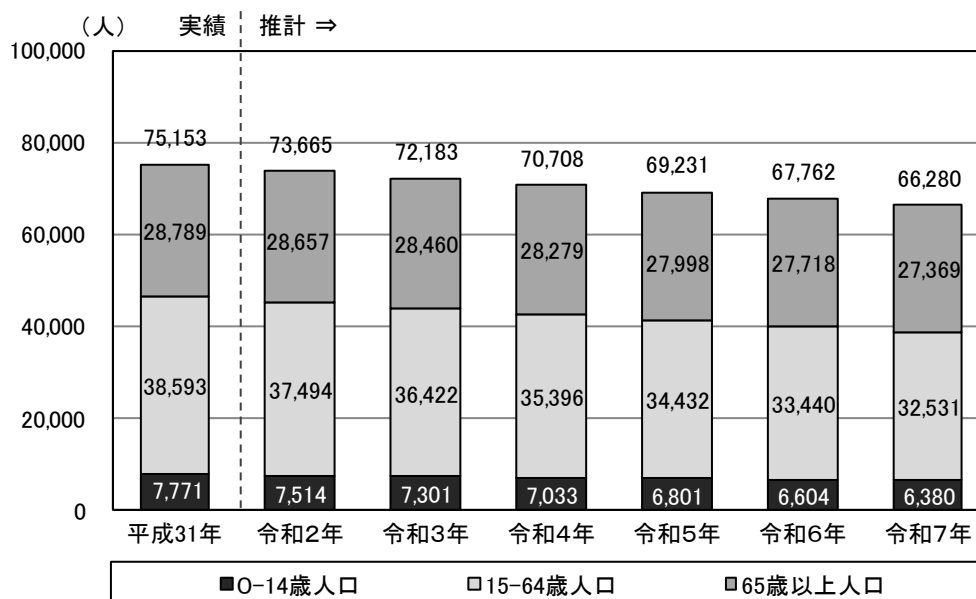
2 子育てを取り巻く現状

1. 将来推計人口

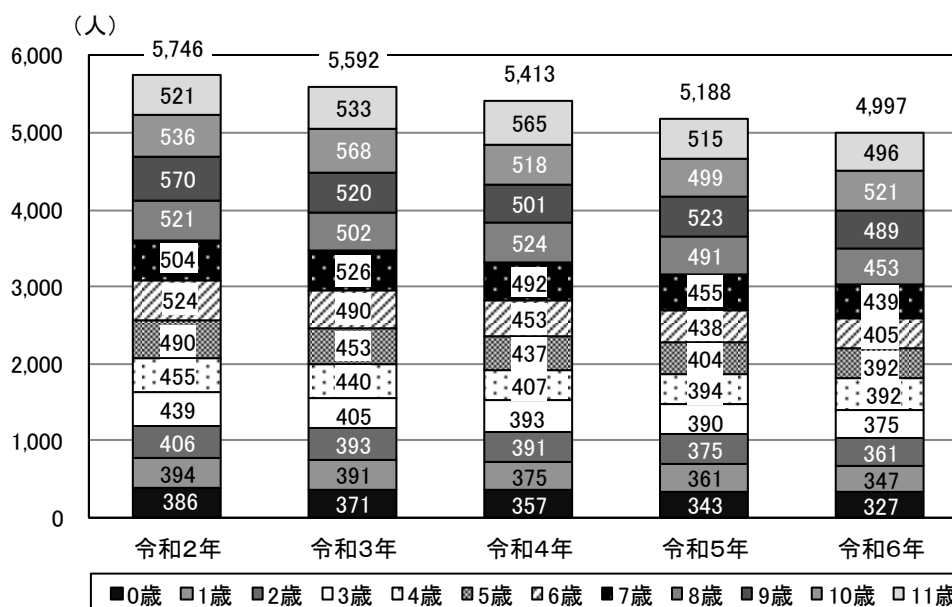
総人口の推計状況を見ると、平成31年の75,153人から、令和7年には66,280人まで減少し、年少人口（0～14歳人口）も令和7年までに1,134人減少する予測となっています。

また、65歳以上人口の割合が高くなる一方、0～14歳、及び15～64歳人口割合は年々低下し、少子高齢化が進んでいくことが予測されます。

■人口推計



■児童数の推計



資料: コーホート変化率による人口推計

2. 子育て支援サービスの現状

■ 保育所の入所状況

＜保育所の稼働率の推移＞

(各年4月1日時点)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
公立	認可定員数(人)	1,220	1,050	990	990	930
	児童数(人)	814	662	606	579	545
	稼働率(%)	66.7	63.0	61.2	58.5	58.6
私立	認可定員数(人)	880	880	940	940	940
	児童数(人)	911	902	938	935	887
	稼働率(%)	103.5	102.5	99.8	99.5	94.4

資料: 宇和島市 福祉課

■ 幼稚園の入所状況

＜幼稚園の稼働率の推移＞

(各年4月1日時点)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
公立	認可定員数(人)	560	365	320	320	320
	児童数(人)	177	97	74	59	48
	稼働率(%)	31.6	26.6	23.1	18.4	15.0
私立	認可定員数(人)	750	750	750	750	500
	児童数(人)	279	296	203	201	183
	稼働率(%)	37.2	39.5	27.1	26.8	36.6

資料: 宇和島市 福祉課

■ 認定こども園の稼働率

＜認定こども園の稼働率の推移＞

(各年4月1日時点)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
公立	認可定員数(人)	—	270	270	270	270
	児童数(人)	—	233	211	217	212
	稼働率(%)	—	86.3	78.1	80.4	78.5
私立	認可定員数(人)	—	—	—	—	250
	児童数(人)	—	—	—	—	141
	稼働率(%)	—	—	—	—	56.4

資料: 宇和島市 福祉課

■放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状

(各年度5月1日時点)

(延べ人数:各年度3月31日時点)

■放課後児童クラブ利用者数推移(登録者数、延べ人数)

単位:人

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
石丸ルーム	38	5,304	28	5,190	36	6,342	35	6,790	33	-
尾串ルーム	63	9,650	70	9,546	82	10,069	85	9,634	82	-
済美ルーム	51	5,674	72	8,204	77	9,741	61	8,416	63	-
たちばな学童ルーム	41	7,922	43	7,950	48	9,459	59	10,972	59	-
元気の泉学童ルーム	79	7,161	84	7,379	64	7,011	56	6,671	55	-
明倫放課後児童クラブ	62	8,417	59	8,764	65	8,252	60	8,798	67	-
番城放課後児童クラブ1	72	13,261	40	7,682	44	6,650	44	6,599	43	-
番城放課後児童クラブ2	-	-	36	6,835	45	7,308	42	7,226	40	-
鶴島放課後児童クラブ	-	-	-	-	41	5,379	53	8,460	58	-
吉田放課後児童クラブ	44	7,317	38	8,149	43	9,062	43	7,853	50	-
津島放課後児童クラブ	40	6,783	46	8,591	47	6,897	34	6,715	37	-
合計	490	71,489	516	78,290	592	86,170	572	88,134	587	-

資料:宇和島市 福祉課

(各年度3月31日時点)

■放課後子ども教室利用者数推移(延べ人数)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鶴島放課後子ども教室	982	948	0	0	-
天神放課後子ども教室	181	188	60	181	-
和霊放課後子ども教室	278	135	196	292	-
高光放課後子ども教室	1,771	2,257	2,233	2,741	-
住吉放課後子ども教室	3,912	4,448	3,892	3,696	-
三間放課後子ども教室	2,745	2,999	3,031	2,860	-
二名放課後子ども教室	2,185	2,029	2,000	2,170	-
成妙放課後子ども教室	647	219	192	753	-
畑池放課後子ども教室	955	1,521	1,722	1,528	-
宇和津放課後子ども教室	2,006	1,457	1,530	2,273	-
清満放課後子ども教室	-	-	736	1,500	-
北灘放課後子ども教室	-	-	-	308	-
美沼子ども教室	915	953	1,032	1,523	-
合計	16,577	17,154	16,624	19,825	-

資料:宇和島市 生涯学習課

3. 母子保健事業の現状

■妊婦健診などの現状など

健診・健康相談	対象	内容		
妊婦一般健康診査	妊婦	指定医療機関にて実施(委託)	問診	・診察、保健指導 ・梅毒血清反応検査 ・血色素検査 ・HTLV-1 抗体検査 ・血圧測定 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・血糖検査 ・子宮頸がん検診等
妊婦歯科健康診査	妊婦	指定医療機関にて実施(委託)	問診	・歯科診察
新生児聴覚検査	生後1か月未満児	指定医療機関にて実施(委託)		・聴覚検査
産婦健康診査	産婦	指定医療機関にて実施(委託)	問診	・体重測定 ・診察 ・血圧測定 ・尿検査 ・指導(乳房ケア、食事、育児等)
乳児一般健康診査	乳児	指定医療機関にて実施(委託)	問診	・身体計測 ・診察
3か月児健康診査	生後3～5か月児	集団健診	問診	・身体計測 ・小児科診察 ・育児指導 ・栄養グループ指導 ・親子のつどい(希望者のみ)
8か月児健康相談	生後7～9か月児	集団健康相談	問診	・身体計測 ・育児相談 ・栄養相談 ・絵本の読み聞かせ
1歳6か月児健康診査	1歳6～9か月児	集団健診	問診	・身体計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・グループ歯科指導 ・育児相談 ・栄養相談
2歳児歯科健康診査	2歳6か月児	集団健診	問診	・身体計測 ・歯科診察 ・グループ歯科指導 ・育児相談 ・栄養相談 【選択項目】 ・ことばの相談

健診・健康相談		対象	内容		
3歳児健康診査		満3歳を超え満4歳に達しない幼児	集団健診	問診	・身体計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・グループ歯科指導 ・育児相談 ・栄養相談 ・視力スクリーニング検査 【選択項目】 ・心理相談 ・ことばの相談
5歳児健康診査	状態調べ	5歳児	集団健診		・状態調べ
	健康診査	状態調べ返信者の内希望者	集団健診	問診	・身体計測 ・小児科診察 ・集団遊び ・育児相談 【選択項目】 ・ことばの相談 ・心理相談 ・就学前相談 ・栄養相談
経過観察事業		経過観察及び育児支援の必要な1歳6か月から就学前の児とその保護者			・自由遊び ・設定遊び ・心理相談(発達検査) ・座談会 ・育児相談

3 意識調査結果の概要

1. 調査の目的

本調査は、令和元年度に策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

2. 調査の概要

- 調査対象者：市内在住の「就学前児童」「小学生児童」がいらっしゃる世帯・保護者
- 調査期間：平成31年1月18日（金）～平成31年1月28日（月）
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 配布回収結果：

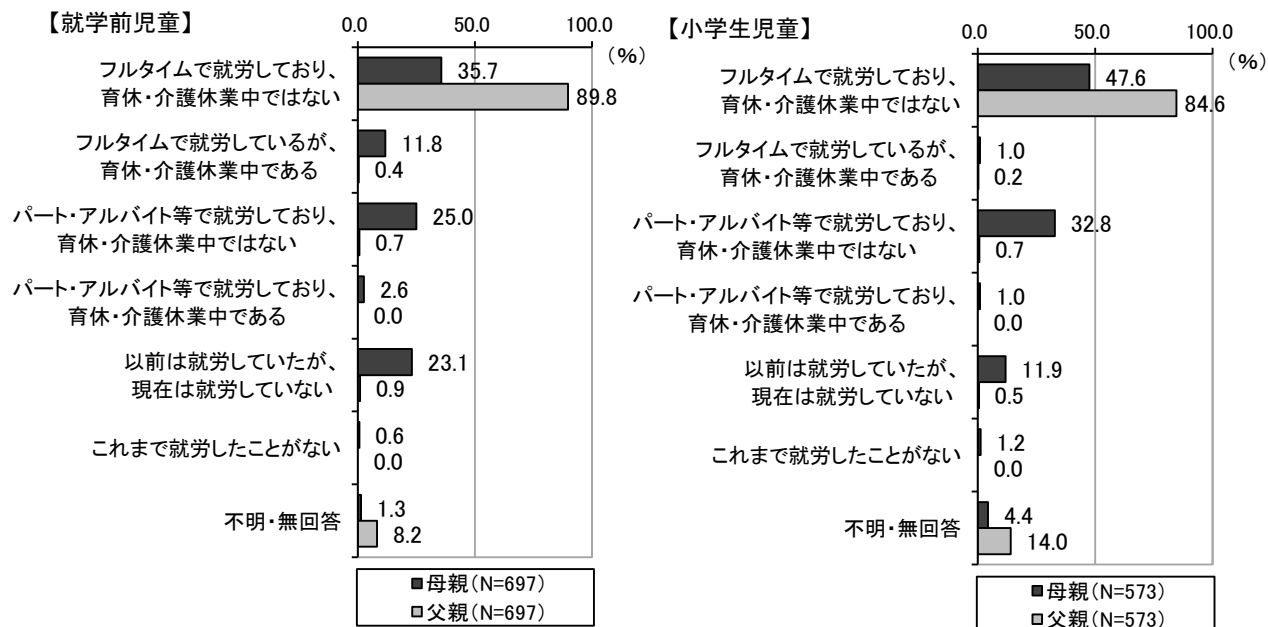
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,500 件	697 件	46.5%
小学生児童	1,500 件	573 件	38.2%

3. 結果の概要

■ 1: 保護者の就労状況について

保護者の就労状況についてみると、就学前児童・小学生児童ともに母親・父親いずれも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

〈 保護者の就労状況 〉



パート・アルバイト等を含めた母親の就労率が、就学前児童で7割、小学生児童で8割を超えています。子育てと仕事の両立をサポートできるよう、当事者の意見等を踏まえながら、必要な支援や環境の整備を図っていくことが求められます。

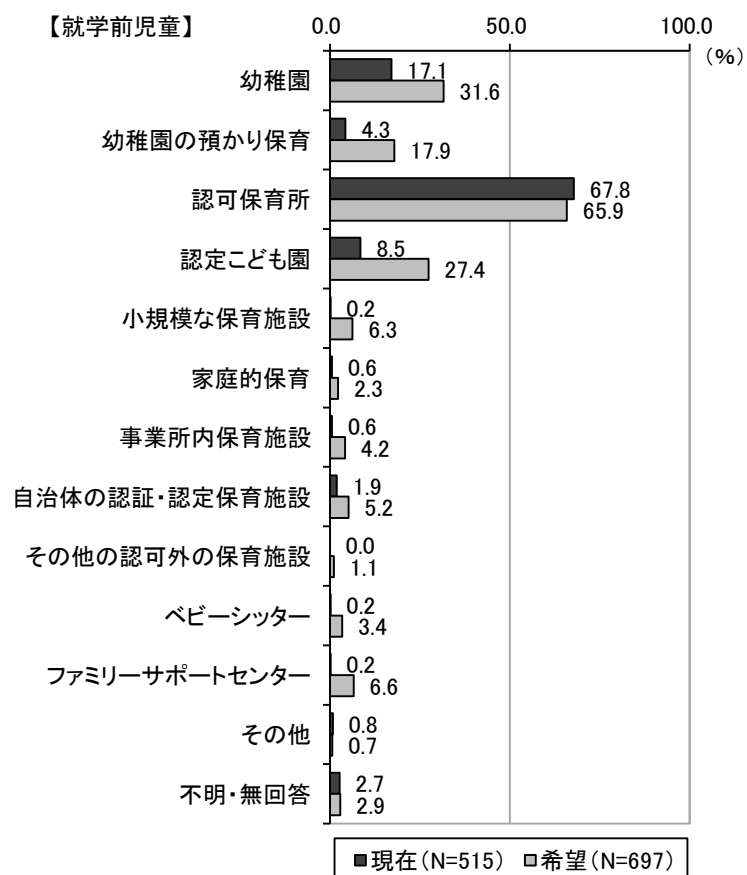
■2: 保育所や幼稚園などを望むニーズについて

現在、定期的な教育・保育事業を利用していると回答した方に、利用している教育・保育事業についてたずねると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で、県の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」が 67.8%と最も高くなっています。

今後、平日に定期的にご利用したい教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が 65.9%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 31.6%となっています。

〈 現在の平日の教育・保育事業の利用状況（定期的な教育・保育事業を利用していると回答した方） 〉

〈 今後の平日の教育・保育事業の利用希望 〉



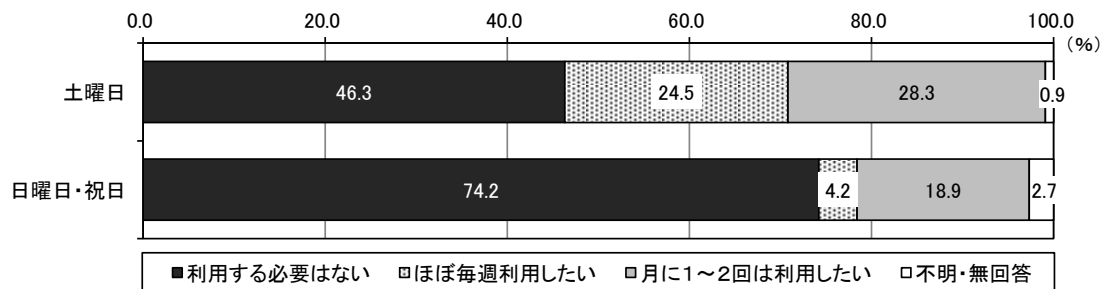
幼稚園、幼稚園の預かり保育、認定こども園等については、現在の利用割合よりも希望割合の方が高くなっています。教育・保育の無償化による動向に留意しながら、状況に応じた体制を整えることが求められます。

■3:土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用意向について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ46.3%、74.2%と最も高くなっています。

〈土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向〉

【就学前児童】(N=697)



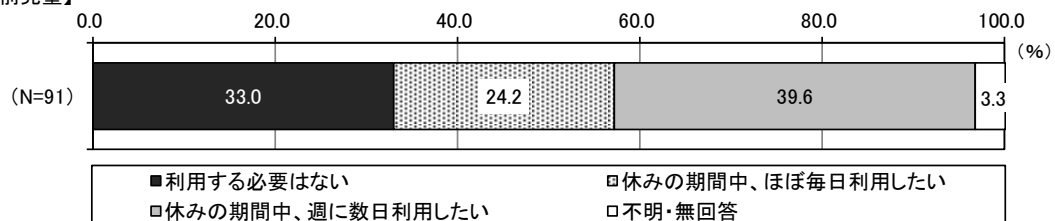
土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について、「利用する必要はない」が最も高くなっているものの、土曜日では約5割、日曜日・祝日では約2割の利用意向があることから、保護者の状況に応じて柔軟に対応ができる体制づくりが求められます。

■4:長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

幼稚園を利用されている方の、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用意向についてみると「休みの期間中、週に数日利用したい」が39.6%と最も高く、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と合わせると、63.8%と6割以上となっています。

〈夏・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用意向（幼稚園を利用している方）〉

【就学前児童】

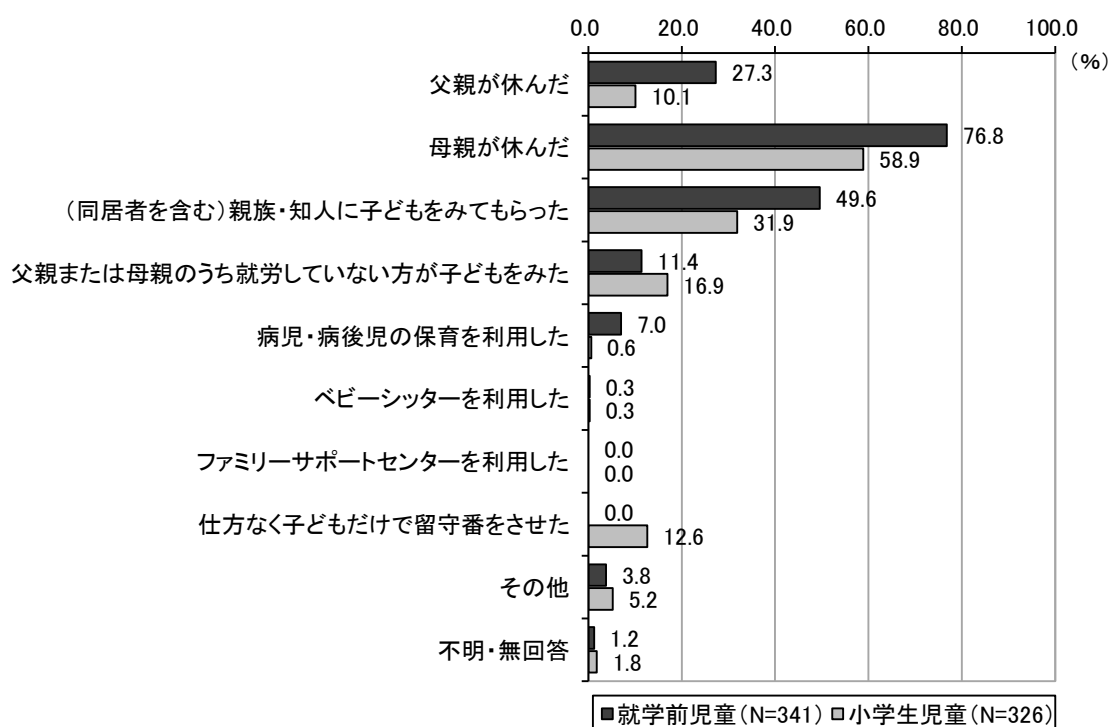


長期休暇中の定期的な教育・保育については、6割以上の利用意向がみられるため、受け入れ体制の維持充実が必要です。

■5: 病児・病後児保育事業の利用意向について

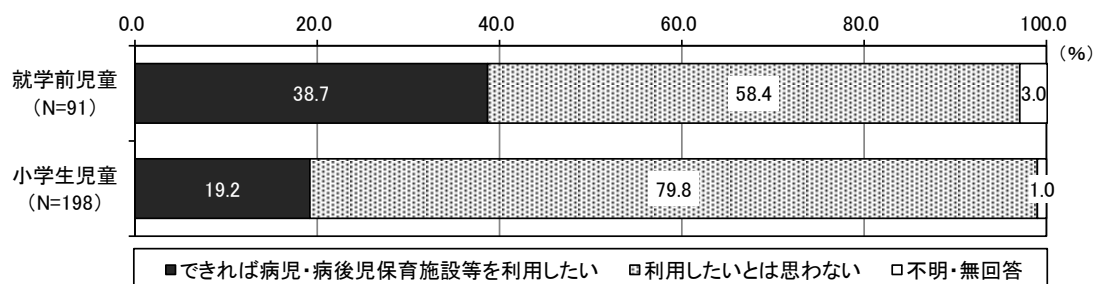
子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことがあると回答した方に、その対処方法についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「母親が休んだ」が最も高く、それぞれ 76.8%・58.9%となっています。次いで、「親族・知人にみてもらった」が 49.6%・31.9%となっています。

〈 病気の際の一年間の対象方法（病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことがあると回答した方） 〉



子どもが病気やけがで、普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった際、父親または母親が休んだ方で「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかについてみると、就学前児童では「病児・病後児保育施設等を利用したい」が 38.7%、「利用したいとは思わない」が 58.4%となっています。また、小学生児童では「病児・病後児保育施設等を利用したい」が 19.2%、「利用したいとは思わない」が 79.8%となっています。

〈 病児・病後児保育事業の利用希望（「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した方） 〉



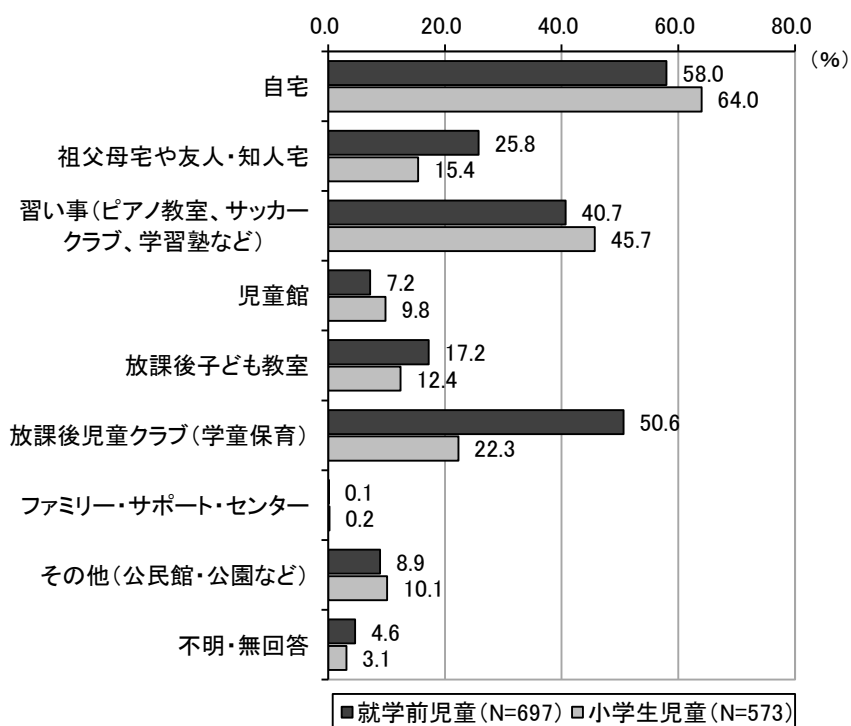
* 病児・病後児保育施設とは、病後回復期のお子さんを保護者が看られない場合、日中預かる施設などです。

就学前児童が病気やケガで定期的な教育・保育事業を利用できなかった際に母親または父親が休んで対処した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という利用意向があることから、状況に応じた体制整備が求められます。

■6: 放課後の過ごし方について

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「自宅」が最も高く、それぞれ58.0%・64.0%となっています。次いで、就学前児童では「放課後児童クラブ（学童保育）」が50.6%、小学生児童では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が45.7%となっています。

〈 放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか 〉

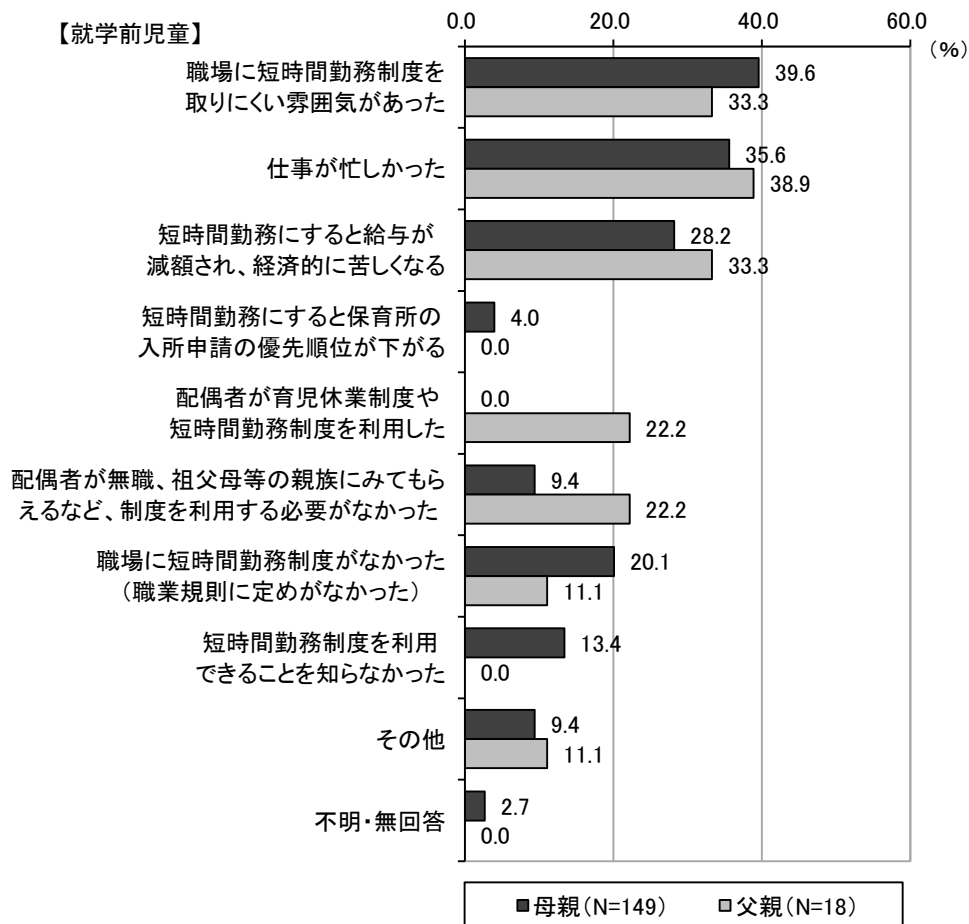


放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」と回答した割合が最も高くなっているものの、「放課後児童クラブ」について、特に就学前児童の保護者の利用意向割合が高く、そのほか「放課後子ども教室」や「児童館」についても一定割合の回答があることから、子どもの年齢や家庭環境等に応じた、放課後の安全な居場所づくりが求められます。

■7:仕事と子育ての両立について

育児休業からの職場復帰時に、短時間勤務制度を利用しなかったと回答した方に、その理由についてたずねると、母親は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が39.6%、父親は「仕事が忙しかった」が38.9%で最も高くなっています。

〈 短時間勤務制度を利用しなかった理由（「利用しなかった」と回答した方） 〉

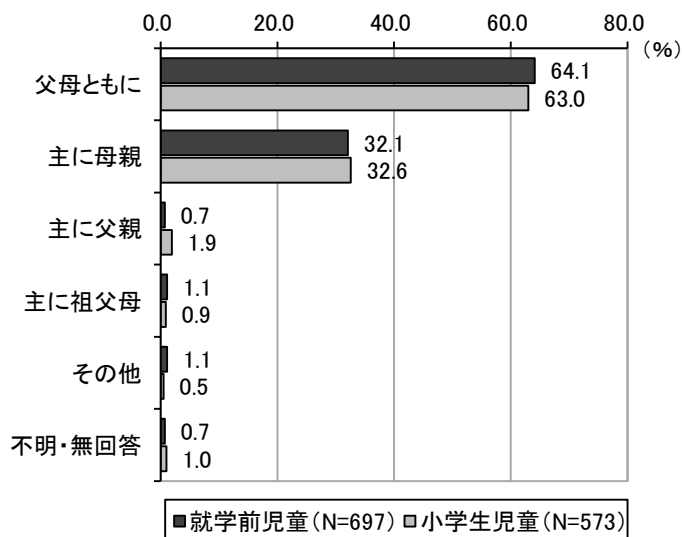


短時間勤務制度を利用しなかった理由について、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」との回答が母親・父親ともに3割を超えていることから、制度の周知にとどまらず、職場や社会全体の意識づくりを支援することが求められます。

■8:子育ての状況について

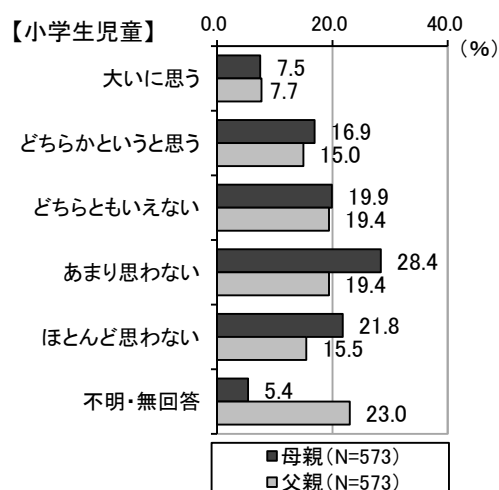
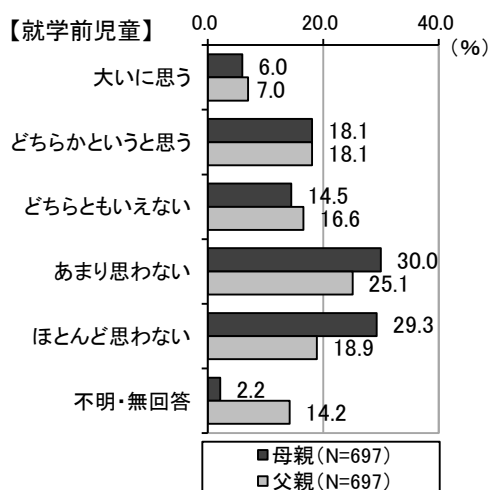
子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「父母ともに」が最も高くそれぞれ64.1%・63.0%となっています。次いで、「主に母親」がそれぞれ32.1%・32.6%となっています。

〈子育てを主に行っている方〉



子どもと過ごす時間（「子どもとの時間を十分持てない」と思うか）についてみると、就学前児童・小学生児童ともに母親・父親いずれも「あまり思わない」が最も高くなっています。（「不明・無回答」を除く）

〈子どもと過ごす時間について「子どもとの時間を十分持てない」〉

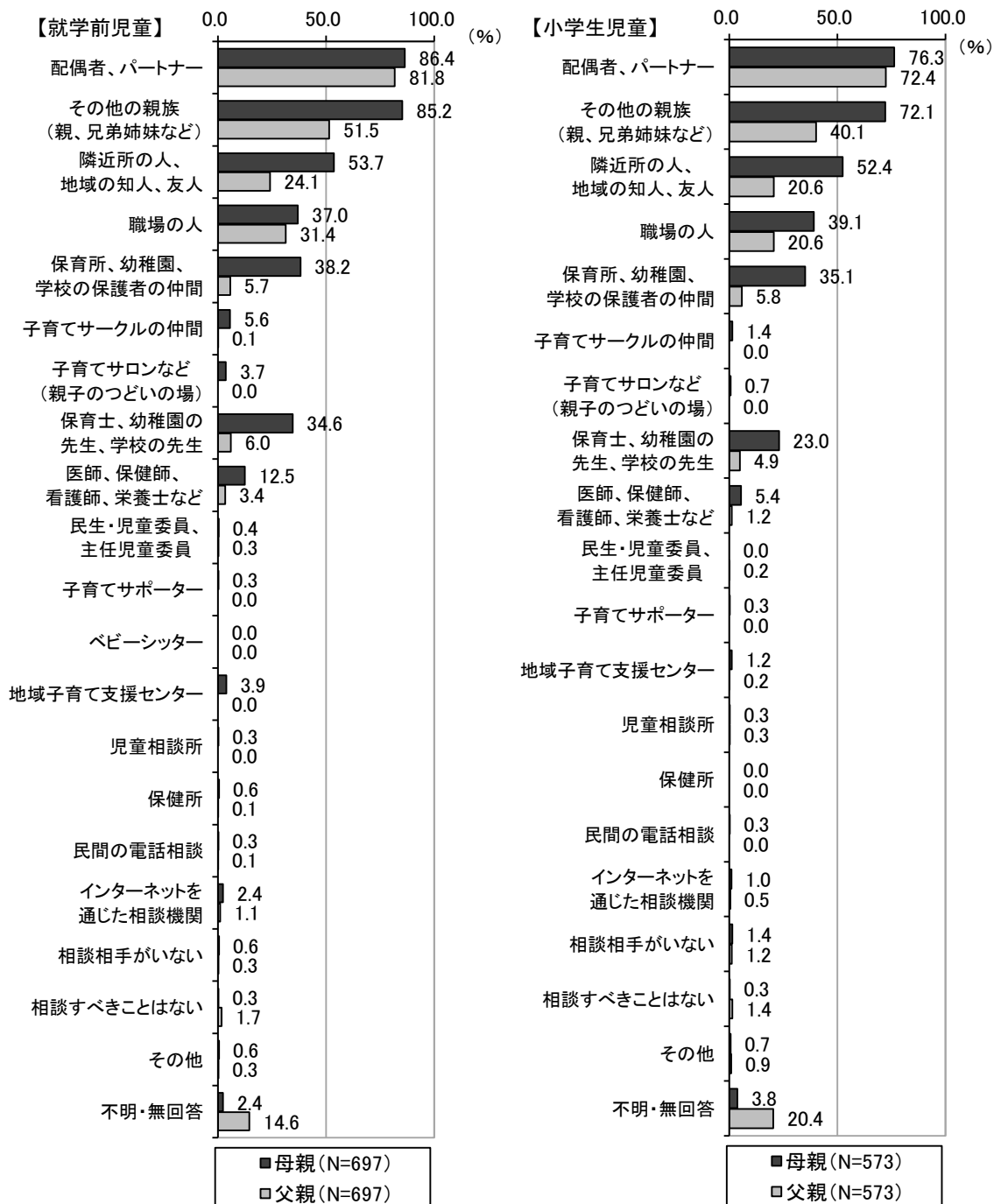


子育てを主に行っている方について、「父母ともに」が最も高くなっているものの、「主に母親」が約3割であるのに対し、パート・アルバイト等を含めた母親の就労率が、就学前児童で6割、小学生児童で8割を超えている現状を踏まえ、父親のより積極的な子育て参加への働きかけが求められます。

■9:子育ての環境について

子育てをする上での相談相手（場所）についてみると、就学前児童・小学生児童ともに、母親・父親いずれも「配偶者、パートナー」が最も高くなっています。

【子育てをする上での相談相手（場所）】



保護者の子育てや教育に関する相談先は、父親・母親ともに「配偶者、パートナー」といった身近な人が7割を超えているのに対し、「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」は父親で5～6%、母親で2～3割程度となっています。また「地域子育て支援センター」「児童相談所」などの施設・サービスと答えている人は極少数です。

子育ての孤立化を防ぐために、必要な時に必要な情報や助言・サービスを得ることができるよう、相談先や各種サービスに関する情報等を効果的に発信し支援していくことが求められます。

■10:市の子育て支援や環境づくりに関する意見(提案)について(自由回答)

- ◆ 公園の整備・子どもの遊び場の提供など：118 件
- ◆ 経済的支援・医療費無償化など：58 件
- ◆ 児童館の設置など：31 件
- ◆ 放課後児童クラブの整備、さらなる充実に向けた環境づくりなど：30 件
- ◆ 行政への要望（幅広い知識のある職員の育成、各種申請の柔軟な対応など）：24 件
- ◆ 病児保育事業の充実など：17 件
- ◆ 保育所の整備など：15 件
- ◆ 預かり保育の充実、柔軟な対応など：15 件
- ◆ 教育機関における施設・設備の充実（学校のエアコン設置など）：14 件
- ◆ 子育てと仕事の両立に向けた支援・取り組みの充実など：14 件
- ◆ 通学路の整備など：12 件
- ◆ 子ども対象・親子対象・両親対象のイベント・講座の開催、周知の充実など：12 件
- ◆ 医療機関の充実など：11 件

市民の皆様から多くのご意見やご提案がありました。項目ごとに課題解決に向けた検討を行う必要があります。特に最も要望が高かった「子どもが安心して遊べる場の確保」については、子どもの健やかな成長の面においても、子育て家庭の支援の面においても、子どもが安全にのびのびと過ごせる場所は重要であり、公園や児童館等の整備の検討が求められます。

また、通学路の整備をはじめ、防犯や災害対策を求める声も寄せられています。子どもが被害者となる事故や事件、また、大規模な自然災害が相次ぎ、子どもの安全の確保に対する対策の重要度はますます高くなっています。必要な整備を進めるとともに、地域全体で子どもを見守り、支えていく仕組みづくりも求められます。

4 現状・課題のまとめと今後の方向性

1 地域特性をふまえた教育・保育環境づくり

本市においても、女性の就労やライフスタイルの変化などから家庭環境や就労形態は多様化し、状況に応じた教育・保育サービスや、放課後の安全な居場所づくりの提供が求められています。

今後も児童数が減少することが予想される一方で、利用者の利便性に配慮しつつ、地域の実情に応じたサービスの需要と供給の適正なバランスを図りながら環境整備をしていくことが重要です。

2 安心して子育てができる環境づくり

核家族化や地域でのかかわりの希薄化が進むなか、家庭での子育てについて、育児負担や不安を感じている世帯があり、なかには、経済的な支援を必要とする世帯もあります。相談しやすい体制の構築と相談先に関する情報の効果的な周知、発信が求められ、各家庭の状況に応じた必要な助言を得て適切なサポートを受けられるよう支援していくことが重要です。

また、働く女性も増えているなかで、結婚や出産、子育てといった希望が安心して叶えられる環境づくりも求められています。教育・保育や子育て支援サービスの充実だけでなく、職場や家庭の理解と協力が必要であることから、企業等に対するワーク・ライフ・バランス推進の啓発や、家族が積極的に育児にかかわるような働きかけなど、地域全体の意識向上に向けた取り組みも必要です。

子育ての基本は家庭にあります。次代の子どもたちを健やかに育み、子育て中の家庭を支えることは、地域と行政の役割でもあります。安心して子育てできるまちづくりに向け、協働して取り組むことが大切です。

3 子どもの安全と成長を育む環境づくり

子どもを取り巻く環境は、生活水準の向上や、核家族化・少子化の進行、ネット環境の充実など、さまざまな社会要因により大きく変化し続け、子どもの生活においても、家族や友だち、地域とのかかわりが薄れていく傾向にあります。このような中、公園の整備や屋内遊び場の提供を望む声が多く寄せられています。子どもたちが安心して自由に気軽に思いきり遊べる環境づくりが重要であり、子どもが育まれる環境の質の向上に向けた取り組みが求められます。

また、本市は、平成30年7月に豪雨災害を受け、自然災害の恐ろしさを体験しました。近い将来、南海トラフ巨大地震が発生する可能性が高いという状況の中で、「宇和島市地域防災計画」に基づき、防災・減災対策を進めているところですが、今後も引き続き、防災・減災対策の推進し、保護者や地域との連携を図りながら強化に取り組む必要があります。

近年は、児童が交通事故や犯罪被害に遭う危険性が高まっています。市と就学前施設や学校は、地域や関係機関と一体となって子どもの安全を確保するための取り組みも重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

笑顔にあふれる子どもたちを支え、育む宇和島

本市では、次世代育成支援行動計画において、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点と「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という2つの視点から総合的な取り組みを推進してきました。

また、第1期計画の策定と実施にあたっては、「子どものいるすべての家庭のために」・「子どもたちの未来のために」・「まち全体で子育てを支えるために」の3つの視点を大切に、家庭・地域・行政が協力し合い「宇和島市の子育て」を推進してきました。

第2期計画となる本計画においても、第1期計画の基本理念「笑顔にあふれる子どもたちを支え、育む宇和島」を継承し、上位計画である「第2次宇和島市総合計画～継承・共育・発信のまち～」やその他関連計画との整合を図りつつ、より豊かな子育て環境整備をまち全体で推進していきます。

イラスト又は写真
差込予定

2 計画の視点

本計画の策定と実施にあたっては、以下の視点を大切にします。

この3つの視点は、家庭・地域・行政が協力し合って「宇和島市の子育て」を推進していくものとしします。

1 子どもたちの未来のために

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、学童期における心身の健全な発達を通じて、他人の人権を尊重する精神を基礎として、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが重要です。子どもの人権が尊重され、豊かな人間性が育まれ、子どもたちがいきいきと育つまちを目指した施策を推進します。

2 子どものいるすべての家庭のために

子育て家庭の生活形態は多様化し、子育て支援に対するニーズもさまざまです。子どものいるすべての家庭が安心して子育てができるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供に取り組めます。

3 まち全体で子育てを支えるために

子育てに対する不安や負担感を感じる保護者がいるなか、子育てをまち全体で支えることが一層重要となっています。さまざまな角度からの子育てを支援するために地域のネットワークづくりや環境の整備、子どもの安全を確保するための体制を整備します。

3 施策体系

【基本理念】

笑顔あふれる子どもたちを支え、育む宇和島

【計画の視点】

【基本目標】

【推進施策】

子どもたちの
未来のために

基本目標1

子どもの健やかな成長を
支援します

- (1) 幼児期の教育・保育事業の充実
- (2) 地域子ども支援事業の充実
- (3) 教育環境などの整備・充実

基本目標2

未来を生き抜く力の育成
を支援します

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
- (2) 思春期における保健教育の充実

基本目標3

子どもたちが安全に安心
して過ごせる居場所づく
りを推進します

- (1) 放課後児童の居場所づくりの
推進
- (2) 子育て家庭の安全な遊び場等
の整備

子どものいる
すべての
家庭のために

基本目標4

親と子が健やかに暮らせ
るよう支援します

- (1) 妊娠・子育て期間における
切れ目ない保健対策の推進
- (2) 食育の推進
- (3) 小児医療の充実

基本目標5

子どもや保護者へのきめ
細かな取り組みを実施し
ます

- (1) 子育て家庭への経済的支援
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 障がい児・発達障がい児施策の
充実

まち全体で
子育てを
支えるために

基本目標6

地域で見守り、支え合え
る環境を整えます

- (1) 地域における子育てサービスの
充実
- (2) 子育て支援ネットワークづくり

基本目標7

ワーク・ライフ・ balan
スを啓発し、その実現を
支援します

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を
含めた働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

基本目標8

子どもが安全に暮らせる
ための環境を整えます

- (1) 子育てにやさしい環境整備
- (2) 子どもの安全確保のための活動
- (3) 子どもを犯罪などの被害から
守るための環境づくり
- (4) 防災・減災対策の推進

第 4 章 施策展開

保育・教育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域設定について留意すべきポイント

【区域設定における主な国の考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

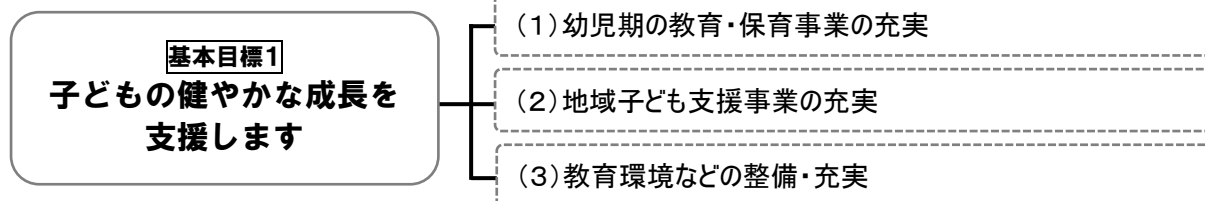
以上の内容をふまえ、本市の地域の実情を考慮した結果、本市における教育・保育提供区域については、第 1 期計画に引き続き「**宇和島市全域**」を基本として設定します。

1 子どもたちの未来のために

基本目標1 子どもの健やかな成長を支援します

施策体系

◆推進施策◆



◆関連計画◆

教育基本方針

教育保育施設等整備計画

小中学校教育情報化整備計画

1. 幼児期の教育・保育事業の充実

(単位:人)		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		361	1,042	64	525	349	1,006	61	512	336	971	59	500
確保の内容	特定教育・保育施設	361	1039	64	525	349	1003	61	512	336	968	59	500
	地域型保育事業	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
小計②		361	1042	64	525	349	1,006	61	512	336	971	59	500
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)		令和5年度				令和6年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		325	937	58	488	314	905	56	476
確保の内容	特定教育・保育施設	325	934	58	488	314	902	56	476
	地域型保育事業	0	3	0	0	0	3	0	0
小計②		325	937	58	488	314	905	56	476
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

【1号認定（2号認定幼稚園希望も含む）】【2号認定（3歳以上保育所）】

【3号認定（0歳保育所）】【3号認定（1・2歳保育所）】

確保方策の内容	児童数が減少することが予想される一方で、利用者の利便性に配慮しつつ、地域の実情に応じたサービスの需要と供給の適正なバランスを図りながら環境整備を推進していきます。
---------	---

取り組み	事業概要	担当課
幼児教育の充実	研究協議会などの開催により、幼稚園教育要領や保育指針の趣旨や内容について、幼稚園・保育所関係者などの理解を深めていきます。 幼児教育の重要性や幼児教育の内容や活動について、パンフレットなどを作成し、保護者・地域の人々などの理解に資するよう努めるとともに、必要な環境整備を行い、充実化を推進します。	【学校教育課】 【福祉課】
障がいのある幼児に対するきめ細かな対応の推進	早期の発達支援を行うことなどを定めた発達障害者支援法に基づき、発達障がいのある幼児を早期に発見することで、幼児から就労に至るまでの一貫した支援体制ができるよう、教育、医療・保健、福祉、労働などの関係の部局や機関が連携して支援の強化に努めます。 発達支援センターの整備や障害児通所支援事業所の機能強化に取り組んでいくことで支援体制を構築・強化し、身近な場所でライフステージに応じた切れ目のない、きめ細かな支援を提供できる体制を目指します。 1歳6か月児健診では発達障がい児に見受けられる行動、言語理解などのスクリーニング検査項目を使用した問診票により発達障がいの早期発見を継続していきます。健康診査の結果、経過観察が必要な幼児については、家庭訪問・育児相談及び医療機関受診勧奨・幼児経過観察事業・その他関係機関などを紹介し、継続的に経過をみていきます。	【学校教育課】 【福祉課】 【保険健康課】
幼・保・小学校教育との連携・接続の強化	幼稚園教諭・保育士と小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に5歳児の担任と小学校1年の担任を中心に、保育参加・授業参加を通じた合同研修の実施に努めます。 幼・保・小連携の理解を深め、幼児の小学校への円滑な接続を図るため、地域の幼児教育関係者・保育関係者と小学校関係者などによる連絡協議会を設け、連携・協力体制の整備に努めます。 教育内容・方法の充実として、幼稚園・保育所等から小学校への接続に配慮した指導計画を作成します。5歳児はアプローチカリキュラム、他の年齢児はそれぞれの成長に応じた指導計画を作成し、スムーズな接続を図ります。 また、小学校では低学年に向けたスタートカリキュラムを作成し、受け入れ体制の充実に努めます。	【学校教育課】 【福祉課】
研修事業の充実	研修主催団体への支援を行い、保育士及び幼稚園教諭等のキャリアアップ・資質向上に努めます。 市が主催する研修計画を策定し、私立施設と公立施設の共同研修や幼保小連携・接続の充実化に向けた研修の実施に努めます。	【学校教育課】 【福祉課】

2. 地域子ども支援事業の充実

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成 30 年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)
時間外保育事業 (延長保育)		372 人	394 人	382 人	370 人	359 人	348 人
放課後児童健全育成事業	1年生	192 人	203 人	207 人	213 人	216 人	225 人
	2年生	164 人	174 人	178 人	183 人	186 人	193 人
	3年生	117 人	130 人	133 人	136 人	139 人	144 人
	4年生	67 人	66 人	67 人	69 人	70 人	73 人
	5年生	22 人	28 人	29 人	30 人	30 人	31 人
	6年生	10 人	10 人	10 人	10 人	11 人	11 人
子育て短期支援事業		17 人日	19 人日	19 人日	18 人日	18 人日	17 人日
地域子育て支援拠点事業		17,231 人日	15,473 人日	15,048 人日	14,635 人日	14,234 人日	13,843 人日
一時預かり事業	幼稚園の 預かり保育	10,225 人日	10,449 人日	10,087 人日	9,738 人日	9,400 人日	9,075 人日
	保育所の 一時預かり	1,836 人日	1,747 人日	1,693 人日	1,641 人日	1,590 人日	1,540 人日
病児・病後児保育事業		569 人日	598 人日	582 人日	566 人日	551 人日	535 人日
ファミリー・サポート・センタ ー事業		978 人日	973 人日	946 人日	920 人日	895 人日	870 人日
妊婦健診事業		4,695 回	4,438 回	4,195 回	3,965 回	3,748 回	3,543 回
乳児家庭全戸訪問事業		396 件	386 件	371 件	357 件	343 件	327 件
養育支援訪問事業		4 件	20 件	20 件	20 件	20 件	20 件
利用者支援事業		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【2-1：時間外保育事業】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等で保育を実施する事業です。

確保方策の内容	公立施設については、宇和島市教育保育施設等整備計画(平成30年4月)に従い、施設整備を実施していく中で、当該事業についても整理し、地域の状況により、必要に応じ拡充・見直し等を行います。
---------	--

■時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	372	394	382	370	359	348
②確保方策		394	382	370	359	348
②-①		0	0	0	0	0

【2-2：放課後児童健全育成事業】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策の内容	すべての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、地域の実情を勘案しながら、放課後子ども教室との連携等も視野に入れた放課後児童クラブの整備に努めます。
---------	---

■放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	192	203	207	213	225
	2年生	164	174	178	183	193
	3年生	117	130	133	136	144
	低学年	473	507	518	532	562
	4年生	67	66	67	69	73
	5年生	22	28	29	30	31
	6年生	10	10	10	11	11
	高学年	99	104	106	109	115
	合計	572	611	624	641	677
②確保方策	合計	611	624	641	652	677
②-①	合計	0	0	0	0	0

【2-3：子育て短期支援事業（ショートステイ）】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

確保方策の内容	要援護者への情報提供及び相談体制の充実に努めるとともに、今度も適正なサービス提供に努めます。
---------	--

■子育て短期支援事業（ショートステイ）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）	平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17	19	19	18	18	17
②確保方策		19	19	18	18	17
②－①		0	0	0	0	0

【2-4：地域子育て支援拠点事業】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

確保方策の内容	就学前児童が減少傾向にあること等から、類似事業も含めニーズ量に対応できしており、今後も維持・確保に努めます。
---------	--

■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）	平成 30 年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,231	15,473	15,048	14,635	14,234	13,843
②確保方策		15,473	15,048	14,635	14,234	13,843
②－①		0	0	0	0	0

【2-5：一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型））

従前の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定子どもの園児を主な対象として実施します。※園児以外の子どもについては、一時預かり事業（一般型）による対応となります。

確保方策の内容	就学前児童が減少傾向にあること等から、ニーズ量に対応できており、今後も安定した確保を図ります。
---------	---

■預かり保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,225	10,449	10,087	9,738	9,400	9,075
②確保方策		10,449	10,087	9,738	9,400	9,075
②－①		0	0	0	0	0

保育所における一時預かり（一時預かり事業（一般型））

就園していない児童を対象として実施します。

確保方策の内容	宇和島市教育保育施設等整備計画(平成30年4月)に従い、施設整備を実施していく中で、当該事業についても整理し、地域の状況により、必要に応じ拡充・見直し等を行います。
---------	--

■一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,836	1,747	1,693	1,641	1,590	1,540
②確保方策		1,747	1,693	1,641	1,590	1,540
②－①		0	0	0	0	0

【2-6：病児・病後児保育事業】

病児保育事業は、病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

病後児保育事業は、病気の回復期にある児童に対して、安静の確保に配慮して一時的に保育等を実施する事業です。

確保方策の内容	今後は、状況に応じて事業の拡大を検討します。
---------	------------------------

■病児・病後児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		569	598	582	566	551	535
②確保方策	病児・病後児保育事業		598	582	566	551	535
	ファミリー・サポート・センター		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0

【2-7：ファミリー・サポート・センター事業】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策の内容	交流会及び会員研修の機会を通じ、サポート会員及び利用会員の確保を図りながら、今後も事業の実施に努めます。
---------	--

⑦ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	978	973	946	920	895	870
②確保方策		973	946	920	895	870
②－①		0	0	0	0	0

【2-8：妊婦健診事業】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保方策の内容	安心・安全な妊娠・出産のため、指定医療機関と連携し、早期の妊娠届出を啓発するとともに、定期的に妊婦健診を受けられるよう支援します。また、健診結果により保健師や栄養士による継続した支援を行います。
---------	---

⑧妊婦健診事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:回)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,695	4,438	4,195	3,965	3,748	3,543
②確保方策		4,438	4,195	3,965	3,748	3,543
②－①		0	0	0	0	0

【2-9：乳児家庭全戸訪問事業】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

確保方策の内容	新生児期の赤ちゃん訪問を実施し、母子への早期支援に努めます。 産後うつ病支援のため、産婦健診受診時のエジンバラ産後うつ病質問票の点数が高値の場合、早期に赤ちゃん訪問を行います。また、赤ちゃん訪問時に育児支援チェックリスト、赤ちゃんへの気持ち質問票も活用し、産後うつ病のアセスメントやハイリスク者への継続支援を行います。
---------	--

⑨乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:件)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	396	386	371	357	343	327
②確保方策		386	371	357	343	327
②－①		0	0	0	0	0

【2-10：養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

確保方策の内容	医療、保健、福祉との関係機関との情報共有を図りながら、今後も養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問、適切な指導及び助言を行います。
---------	---

⑩養育支援訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：件)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	20	20	20	20	20
②確保方策		20	20	20	20	20
②－①		0	0	0	0	0

【2-11：利用者支援事業】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策の内容	教育、医療、保健、福祉との関係機関で情報共有を図りながら、今後も個別のニーズに添った適切な指導、助言等を行います。
---------	---

⑪利用者支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2
②確保方策		2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

【2-12：実費徴収に係る補足給付を行う事業】

教育・保育施設が実費徴収などの上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について市が一部を助成する事業です。

確保方策 の内容	教育、保健、福祉など関係機関と情報共有を図りながら、必要に応じて実施を検討します。
-------------	---

【2-13：多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策 の内容	地域の状況とニーズを適宜把握しながら、必要に応じて事業者の参入支援を検討します。
-------------	--

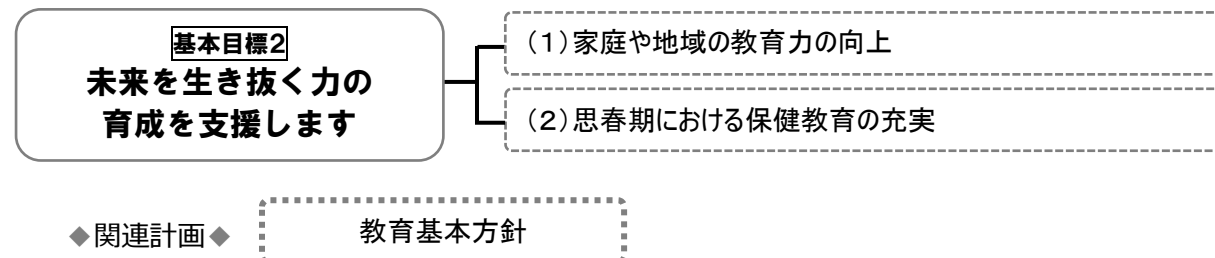
3. 教育環境などの整備・充実

取り組み	事業概要	担当課
学校施設及び ICT 環境などの整備・充実 【新規】	安全で快適な学校環境を提供するため、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を早期に策定し、今後急速に老朽化する学校施設の計画的な維持管理・耐震改修・更新等に努めます。 ICT 環境整備についても、「ICT 教育推進基本計画」を策定し、学校サーバー機器やネットワーク環境の更新も含め、更なる環境改善を図り、国が提唱する ICT 環境の整備・充実に努めます。	【教育総務課】 【学校教育課】
魅力ある教育の推進	教職員の資質・能力の向上を図り、教育内容や方法を改善し、総合的な学習の時間を活用するなど、魅力ある教育の推進を図っていくとともに、確かな学力の向上に努めます。	【学校教育課】
地域に開かれた学校づくりの促進	コミュニティ・スクールにおいて、学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を学習ボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進します。	【学校教育課】
特別支援教育の充実	障がいのある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図るとともに、可能性を最大限に伸ばし、宇和島市において社会的に自立ができるよう、特別支援教育の充実を引き続き図っていきます。	【学校教育課】
相談体制の充実	いじめ・不登校の児童・生徒への対応として、相談体制を充実します。また、相談活動支援のためにスクールカウンセリングの充実に努めます。	【学校教育課】
外国につながる子どもに関する支援 【新規】	海外から帰国した子どもや、国際結婚をした保護者の子ども等、外国につながる子どもについて、円滑に教育・保育施設が利用できるよう、保護者及び教育・保育施設への支援に努めます。	【学校教育課】 【福祉課】

基本目標2 未来を生き抜く力の育成を支援します

施 策 体 系

◆推進施策◆



1. 家庭や地域の教育力の向上

取り組み	事業概要	担当課
生涯学習事業の充実	さまざまな体験や場を通して子どもが地域社会で主体的に生活ができるよう、生涯学習センターや中央公民館及び各地区公民館で行われている青少年健全育成事業など、生涯学習事業を充実させていきます。	【生涯学習課】
郷土愛を育む教育の推進	教育・保育施設、また、生涯学習センターや各公民館の事業において、郷土の歴史や文化とふれあう機会を増やし、郷土愛を育む教育を行います。	【文化・スポーツ課】 【生涯学習課】 【福祉課】 【学校教育課】
放課後教育の充実 【新規】	学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組みます。 また、放課後子ども教室やうわじま土曜塾など、学校以外における子どもの健全育成のための充実を図ります。	【学校教育課】 【生涯学習課】
青少年体験活動の推進 【新規】	生涯学習センターや公民館のほか、さまざまな実施主体が行う体験活動や、PTA が行う防災キャンプなど青少年体験活動の推進を図ります。	【生涯学習課】

2. 思春期における保健教育の充実

取り組み	事業概要	担当課
心の健康に関する情報提供・知識の普及	思春期保健研修会などを通じて、中学生の時期に生徒自らが思春期における課題に取り組めるよう、関係機関が連携して思春期保健教育の仕組みづくりに努めます。 また、男女の違いや人を好きになること、性感染症などに関することを、保健所、病院や学校（保健）などと連携し発達段階に応じて、正しい知識の普及啓発を図ります。	【保険健康課】 【学校教育課】
命の大切さについての知識の普及啓発	「命は一人に一つしかない」という前提に立ち、命の尊さについて各機関と連携し、幼児期より思春期に至るまで、正しい知識の普及啓発を図ります。 また、児童虐待に関し、広報誌やホームページ、リーフレット等による効果的な広報活動や、相談窓口による啓発に努め、子ども自らがSOSを発信しやすい環境づくりに、各課連携のもと取り組みます。	【保険健康課】 【学校教育課】 【福祉課】
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	高校3年生を対象に配布する、飲酒や喫煙、薬物乱用など、健康に及ぼす影響について啓発した「18才。心とカラダのサポートブック」を引き続き配布します。 宇和島市少年センター等において、飲酒や喫煙、薬物乱用などの健康に及ぼす影響について教育を行うとともに、これらに関する正しい情報提供や普及啓発を行います。また、飲酒・喫煙・薬物乱用防止のための環境づくりを行います。	【保険健康課】 【学校教育課】 【生涯学習課】
スクールカウンセラーなどの活用の促進	子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言が行える人材を配置し、相談体制を充実させていきます。	【学校教育課】
子育て支援活動の推進	中学生・高校生など、これから親になる世代を対象に、保育所や幼稚園における職場体験等の受け入れを行い、宇和島市子育て世代活動センターにおいても、幼児とふれあい接する機会の提供に努め、充実を図ります。	【学校教育課】 【福祉課】 【保険健康課】

基本目標3 子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します

施 策 体 系

◆推進施策◆

基本目標3【新規】
子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します

(1)放課後児童の居場所づくりの推進 【新規】

(2)子育て家庭の安全な遊び場等の整備 【新規】

◆関連計画◆

地域福祉計画

1. 放課後児童の居場所づくりの推進【新規】

取り組み	事業概要	担当課
新・放課後子ども総合プランの促進 【新規】	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、福祉と教育部局が連携を図りながら、公共施設や小学校等の空き教室等を活用した子どもの居場所づくりの推進に努めます。 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な取り組みについては、地域の実情に応じて社会教育施設及び小学校等との連携を図りながら、さまざまな体験・活動の場を提供し、子どもの自主性、社会性等の向上を図ります。	【福祉課】 【生涯学習課】 【学校教育課】
放課後児童健全育成事業の拡充 【新規】	福祉と教育部局が連携し、地域の実情や利用者のニーズに対応できる提供体制の整備を図るとともに、人材の育成・確保に努めます。	【福祉課】

2. 子育て家庭の安全な遊び場等の整備【新規】

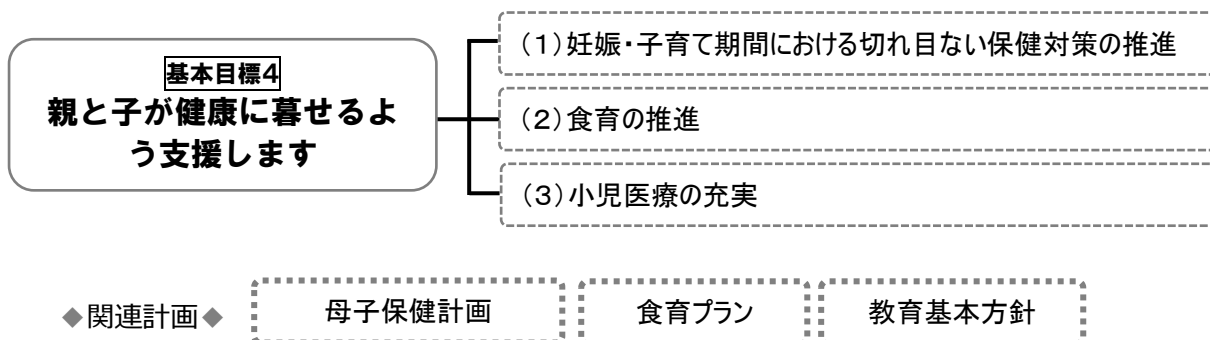
取り組み	事業概要	担当課
公園緑地の整備	老朽化した遊具等の更新を計画的に行うことで、利用者の安全を確保するとともに、分かりやすい案内表示等の配置やバリアフリー化など、利便性の向上に努めます。	【都市整備課】
児童厚生施設等の設置促進 【新規】	子育て世代活動支援センター（パフィオうわじま）における安全・安心な遊びと交流の機会の充実を図るとともに、利用者の利便性等に配慮しながら、児童館の整備を検討します。	【福祉課】

2 子どものいるすべての家庭のために

基本目標4 親と子が健やかに過ごせるよう支援します

施策体系

◆推進施策◆



1. 妊娠・子育て期間における切れ目ない保健対策の推進

取り組み	事業概要	担当課
安心して子どもを生める環境づくり	母子手帳交付時やパパママスクール、訪問等のあらゆる機会に、妊娠、出産、育児に関する情報提供や相談対応を行い、不安の軽減に努めます。	【保険健康課】
子育て世代包括支援センターマザーズステーション「すてっぷ」【新規】	さまざまな関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく適切な支援を継続していきます。 産婦健康診査事業により、産後うつ等のハイリスク者に対する早期支援を充実させます。 医療機関等関係機関との連携により、支援の必要な産婦が適切に産後ケア事業を利用できる体制を充実させます。	【保険健康課】
母子健康手帳交付事業	安全・安心な妊娠、出産ができるよう、母子健康手帳交付時に相談対応や情報提供を行います。支援が必要な妊婦には、訪問、電話、適切なサービスにつなげる等、継続支援を行います。	【保険健康課】
妊産婦訪問指導事業	支援が必要な妊産婦には、関係機関と連携しながら、家庭訪問等による支援を行います。また、産後うつ等のリスクがある妊産婦の早期発見、早期支援、継続支援に努めます。	【保険健康課】

取り組み	事業概要	担当課
乳幼児健康診査事業	3か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児などに対して、健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚、発達等の課題を抱えた児童を早期に発見し、適切な支援を行います。 また、生活習慣の自立、う歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図ります。	【保険健康課】
健康相談事業	8か月児を対象に健康相談を行うことにより、発達・発育の観察及び育児不安の軽減を図り、乳幼児の健やかな成長を支援します。 乳幼児とその保護者を対象に定期的に育児や栄養に関する相談の場を提供し、育児不安の解消と母子の健康づくりを支援します。	【保険健康課】
1歳6か月児・3歳児健康診査経過観察事業	1歳6か月児から就学前児童を対象にした健康診査などの結果、経過観察が必要な幼児について、遊びを通して発達状況に応じた援助を行うとともに、保健師が保護者に寄り添った面接を行うことで、支援が必要な児童を専門機関につないでいく支援を行います。	【保険健康課】
乳幼児家庭訪問事業	乳幼児と母親が、心身ともに健やかに過ごせるよう支援するために、家庭訪問を行います。	【保険健康課】
小児生活習慣病予防事業	小児生活習慣病予防健診の結果、生活改善が必要と認められる小学生・中学生とその保護者を対象に学校と連携し、生活改善についての正しい知識及び情報を提供します。また、小児期から自分の身体に関心を持ち、食事・運動・生活リズムなど健康的な生活習慣が身につくよう支援します。	【保険健康課】
子どもの心と身体の健やかな発達の促進	子どもの成長・発達や育児に関する保護者の理解を深め、発達課題への気づきを促し、早期発見、早期支援ができるよう取り組みを継続します。	【保険健康課】
思春期保健対策の充実	思春期保健研修会を実施し、中学生自らが思春期における課題に取り組めるよう、関係機関が連携して思春期保健教育の仕組みづくりを検討します。	【保険健康課】

2. 食育の推進

取り組み	事業概要	担当課
母子保健事業における食育の推進 (保健分野における食育の推進)	乳幼児が心身ともに健やかに育つよう、健康診査・健康相談・健康教育などの際に、個々の発達・状況に応じた食生活全般の指導の充実を図ります。 食育連絡会において、関係各署や関係機関との連携を図り、目標を設定しながら達成状況を評価・改善するなど、取り組みを展開します。	【保険健康課】
未就学児における食育の推進	給食その他を通じて、子どもたちが食に関心を持ち、年齢に応じた食習慣を身につける保育を実施します。 また、健康診査、健康相談、健康教育にて、個々の発達状況に応じた食生活全般の指導の充実を図ります。	【福祉課】 【保険健康課】
学校教育における食育の推進	学校給食を通じて、子どもが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活が営めるよう、保護者も含めた一体的な指導と啓発を推進します。 また、宇和島市・愛媛県産の地場産品を使うことにより地産地消を推進するとともに、郷土料理を紹介する事で、郷土の食文化を知る機会を増やします。 学童期からの生活習慣病予防の取り組みのため、望ましい食生活を始めとした健康づくり実践方法について、具体的に学べる機会の提供や支援を行います。	【学校給食センター】 【学校教育課】 【保険健康課】
生涯学習における食育の推進	家庭教育支援事業や公民館活動等を通じて食育を推進します。 また、公民館活動や関係各署との連携・協働により、年齢に応じた食育の推進及び食育活動の支援をします。	【生涯学習課】 【保険健康課】
子ども食堂の推進 【新規】	地域に子どもの居場所をつくるとともに、見守り体制が整備されるよう、補助金の交付を通じて地域や団体を支援します。	【福祉課】

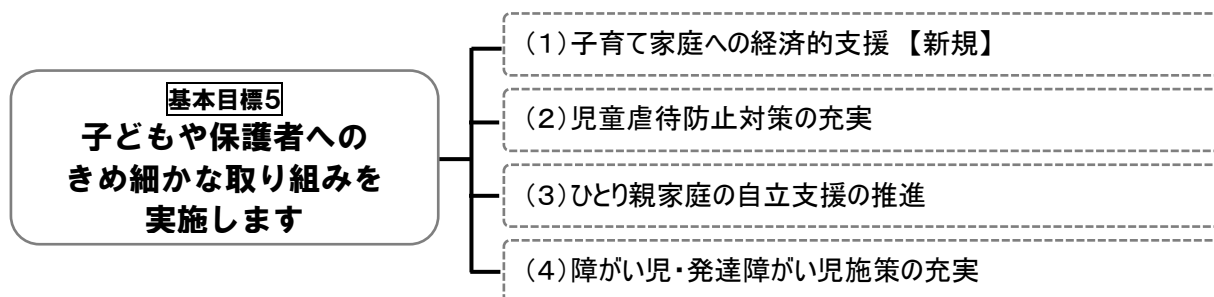
3. 小児医療の充実

取り組み	事業概要	担当課
小児医療の充実	子どもの成長期に応じた適切な小児医療が受けられるよう、マザーズステーション「すてっぷ」や子育て相談窓口等において、必要な情報提供に努めます。	【福祉課】 【保険健康課】
かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理や疾病予防について、いつでも気軽に相談ができるかかりつけ医づくりを推進していきます。	【保険健康課】
休日夜間応急体制の整備	日曜・祝日・夜間の小児医療体制について、関係機関との連携を深め、整備に努めます。	【保険健康課】

基本目標5 子どもや保護者へのきめ細かな取り組みを実施します

施策体系

◆推進施策◆



◆関連計画◆

地域福祉計画

障がい福祉計画

1. 子育て家庭への経済的支援【新規】

取り組み	事業概要	担当課
児童手当等諸制度の普及啓発	児童手当など諸制度について、広報、ホームページやアプリの活用による普及啓発に努めます。	【福祉課】
医療費の助成・軽減	子どもの健康増進及び保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の助成に努めます。	【福祉課】
幼児教育・保育利用料の無償化または減免【新規】	幼児教育・保育無償化により、子育てや教育・保育にかかる費用負担の軽減を図ります。	【福祉課】
ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する教育費等の援助など、ひとり親に対する経済的支援を行います。	【福祉課】
障がいのある子どもがいる家庭への各種手当などの助成	障がいのある子どもまたは保護者に対して、特別児童扶養手当などの各種手当の支給を行い、経済的な負担を軽減します。	【福祉課】

取り組み	事業概要	担当課
奨学金制度の 普及啓発	経済的な困難を理由に就学の機会が奪われることのないよう、各中学校及び高等学校を通じた案内・募集を行い、対象者への制度周知に努めていきます。	【教育総務課】
新生児への各種助成 【新規】	各関連計画や第2期宇和島市総合戦略との整合性を図りつつ、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施の検討を行います。	【福祉課】
小中学校教育における就学費の各種助成 【新規】	制度の周知を図るとともに、ニーズの把握に努め、必要に応じて支援メニューの拡充も検討します。 生活保護、就学援助対象者を除いた宇和島市に住所を有する児童生徒の保護者に対して、受益者が負担すべき給食費の一部を補助する「学校給食費負担軽減事業」を実施します。	【教育総務課】 【学校給食センター】

2. 児童虐待防止対策の充実

取り組み	事業概要	担当課
児童虐待防止に向けたネットワーク活動の推進	親の孤立化を防ぐとともに、育児に対する不安や悩みに寄り添うなど、気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。 また、子どものしつけや関わり方について困っている保護者に対し、親支援の角度からの支援も行います。	【福祉課】 【保険健康課】
要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のため、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との連携体制の強化に努めます。	【福祉課】
児童虐待に関する相談体制の整備	家庭児童相談員や婦人相談員による相談業務の充実を図るとともに、児童相談所、警察等関係機関と連携しながら相談体制の強化に努めます。	【福祉課】
子どもの健やかな発達の促進	子育て世代包括支援センターマザーズステーション「すてっぷ」を通じて、支援の必要な妊産婦への早期対応に取り組みます。また、虐待をした親に対する支援について、福祉や医療等関係機関と連携を図りながら対応を行います。 妊娠・出産期から子どもの成長の各過程において、適切な情報提供、助言ができるよう、教育、医療、保健等の関係部局の連携強化に努めます。	【保険健康課】 【福祉課】

3. ひとり親家庭の自立支援の推進

取り組み	事業概要	担当課
ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成（再掲）	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する教育費等の援助など、ひとり親に対する経済的支援を行います。	【福祉課】
相談・支援活動の充実	ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みに、適切な助言・指導を行うことができるよう、母子・父子自立支援員・民生児童委員等との連携を図りながら、きめ細かな相談・支援活動を図ります。	【福祉課】
就労支援の推進	福祉、労働等の関係部局と連携を図りながら、ひとり親の就労支援に努めます。また、引き続き自立支援教育訓練、高等職業訓練促進等の雇用対策、母子・父子福祉資金の貸付等に取り組みます。	【福祉課】

4. 障がい児・発達障がい児施策の充実

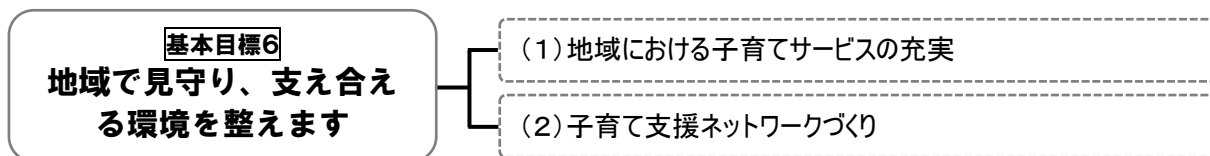
取り組み	事業概要	担当課
相談体制の整備	発達支援センターの整備、障害児通所支援事業所の機能強化、医療的ケア児コーディネーターの配置などに取り組んでいくことで相談支援体制の強化を目指します。 また、関係機関や保健師等が連携を図りながら、子どもの障がいの早期発見につなげるとともに、学校生活支援員によるサポートを充実するなど、専門的相談や身近な生活に関する相談等に対応できる体制を整備していきます。	【福祉課】 【学校教育課】 【保険健康課】
障がいのある子どもに対する教育・保育の推進	発達支援センターの整備、障害児通所支援事業所の機能強化を目指すことで、巡回相談体制の整備等アウトリーチ機能や連携体制の強化を図ります。また、医療的ケア児コーディネーターの配置により、医療的ケアが必要な児童・生徒に対しての相談体制の整備を目指します。 障がいのある児童・生徒がその障がいの種類や程度に応じて、適切な保育・教育が受けられるように、施設のバリアフリー化や保育士の増員、学校生活支援員や特別支援教育支援員の配置など、教育・保育環境の充実と支援に努めます。また、放課後児童クラブ・放課後子ども教室においても専任の支援員を確保するなど、受け入れ体制を整備します。	【福祉課】 【学校教育課】 【生涯学習課】
在宅障がい児支援の充実	在宅の障害児が在宅の障害福祉サービス(居宅介護・児童発達支援・放課後等ディサービスなど)を受けた際の費用の一部を負担します。また、制度不知により必要な支援が受けられない事態を防ぐために相談支援体制の強化や制度周知に努め、障がい福祉計画の推進等により、サービス提供体制の確保に努めます。	【福祉課】
発達障がい児支援の体制整備	発達支援センターの整備や障害児通所支援事業所の機能強化に取り組むことで支援体制を構築・強化し、身近な場所でライフステージに応じた切れ目のない、きめ細かな支援を提供できる体制の実現を目指します。 自閉症スペクトラム障害(ASD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)など、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、関係機関の連携を図るとともに、保健師・保育士・幼稚園教諭・教員などの資質向上を図りつつ、適切な支援に努めます。	【福祉課】 【学校教育課】 【保険健康課】
ニーズの把握・対応 【新規】	障がい福祉計画などの改訂に合わせて、障がい者(児)の生活実態や施策・サービスへの要望などをニーズ調査により把握し、課題や福祉ニーズを明確化します。 自立支援協議会の活性化や相談支援体制の充実などを行うことにより適切にニーズに対応できるよう努めます。	【福祉課】 【学校教育課】
障がいのある子ども のいる家庭への各種 手当などの助成 (再掲)	障がいのある子どもまたは保護者に対して、特別児童扶養手当などの各種手当の支給を行い、経済的な負担を軽減します。	【福祉課】

3 まち全体で子育てを支えるために

基本目標6 地域で見守り、支え合える環境を整えます

施策体系

◆推進施策◆



◆関連計画◆

地域福祉計画

教育基本方針

1. 地域における子育てサービスの充実

取り組み	事業概要	担当課
子育てに関する相談体制の充実	子育て相談窓口において、子育てに関するさまざまな悩みに対し適切な助言・情報提供ができるよう、福祉、保健、教育等の関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産期から子育て期における相談・支援を行います。	【福祉課】 【保険健康課】
子育てに関する情報提供	赤ちゃん訪問時の「育児のしおり」配布、乳幼児健診等母子保健事業における保健情報の提供を行います。 子育てに関するサービスや遊び場などの必要な情報を取りまとめ、ホームページ、ハンドブック、子育てアプリの活用により、子育てに関する情報を広く提供に努めます。	【保険健康課】 【福祉課】
地域との連携による幼児教育の総合的な推進	家庭・地域社会・幼稚園・保育所などによる幼児教育の総合化を推進するため、幼稚園・保育所などと地域の教育団体・子育て支援団体などを円滑につなぐコーディネーターの役割を担うよう努め、広く市民に対し情報提供に努めます。	【学校教育課】 【福祉課】
地域の人材などの活用	子育て支援において、学生や育児の経験者、教育・保育の退職者など、地域にある多様な人材の活用や人材育成に取り組むなど、コーディネーターの役割を担うように努めます。また、地域の実情に応じた、子育てを恒常的に支える仕組みづくりを検討します。 また、学校・図書館・博物館、公民館・生涯学習センター、公園などを子育て支援活動の場として利用しやすくするため、情報提供に努めます。 県や社会福祉協議会等において、ボランティアや地域活動の中心の役割を果たすリーダーの育成を図っていることから、広く市民に対し学習の機会や情報の提供に努めます。	【学校教育課】 【生涯学習課】 【福祉課】
子ども食堂への支援 【新規】	地域で子どもの居場所、見守り体制を整備できるよう、子ども食堂運営事業等補助金交付制度の適切な実施に努めます。	【福祉課】

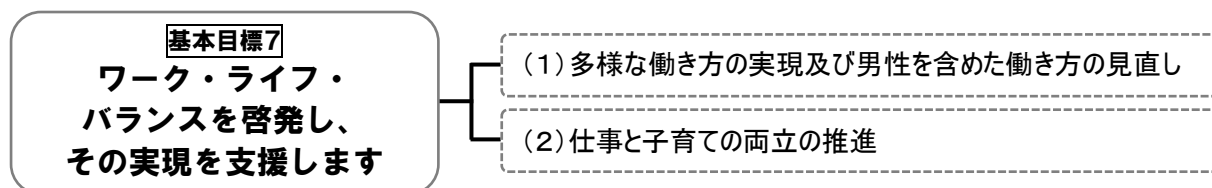
2. 子育て支援ネットワークづくり

取り組み	事業概要	担当課
地域における子育て支援ネットワークの構築	子育て世代活動支援センター（パフィオうわじま）等において、定期的に子育て相談窓口を開設し、相談に応じた情報提供や助言を行うとともに、学生や市民が子どもとふれあい、交流できる機会を提供します。 宇和島市家庭教育支援チームを中心として、地域における子育て支援の強化を図るとともに、関係機関・地域住民・ボランティア・企業などが情報交換をし合える場を確保し、一元的な子育て支援ネットワークを構築します。	【福祉課】 【学校教育課】 【生涯学習課】 【保険健康課】
子育てサークルへの支援	ホームページ、ガイドブック、アプリを活用し、サークル活動の内容等について情報発信を行う支援に努めます。 3か月児健診親子のつどい、多胎児を育てる親子のつどいなどで同じ状況の親子がつどうことにより、支え合い、相談しあえる場の充実を図ります。	【福祉課】 【保険健康課】
子育てに関する相談体制の充実（再掲）	子育て相談窓口において、子育てに関するさまざまな悩みに対し適切な助言・情報提供ができるよう、福祉、保健、教育等の関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。 育児相談、パパママスクールなどを開催し、気軽に相談できる場の提供に努めます。	【福祉課】 【保険健康課】
親子同士の交流の促進	公民館活動や家庭教育支援事業などにより、子育て世代の交流を促進するとともに、気軽に相談できる場所の確保に努めます。	【生涯学習課】
学校・家庭・地域の連携強化	地域と学校が連携・協働して、社会総がかりで未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動を積極的に推進するために、学校・家庭・関係団体の連携強化、異年齢児や世代間交流を進めていきます。	【生涯学習課】 【学校教育課】 【福祉課】
地域の子育て力の育成	地域のボランティア団体、老人クラブ、婦人会や愛護会などの活動を推進し、地域の子育て力の育成を図っていきます。	【福祉課】 【生涯学習課】 【企画情報課】

基本目標7 ワーク・ライフ・バランスを啓発し、その実現を支援します

施策体系

◆推進施策◆



◆関連計画◆

男女共同参画基本計画

1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

取り組み	事業概要	担当課
働き方の見直しについての意識啓発	育児休業・介護休業制度の普及・啓発を図るとともに、育児休業制度の利用しやすい環境づくりや、子育て家庭を理解し見守る職場環境づくりを推進します。	【企画情報課】
労働時間短縮などの促進	労働時間短縮や柔軟な勤務形態の普及・啓発に努めるとともに、育児期や介護期にある男女の多様な就業形態を支援するため、在宅勤務やテレワークなどによる就業の啓発に努めます。	【企画情報課】
育児休業制度の促進	男性を含めた育児休業制度の取得促進について、関係機関と連携しながら、意識啓発並びに制度の定着と活用を推進します。	【企画情報課】
男女共同参画意識の形成	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消するため、家庭生活において男女がともに協力し合う意識の啓発に努めます。	【企画情報課】

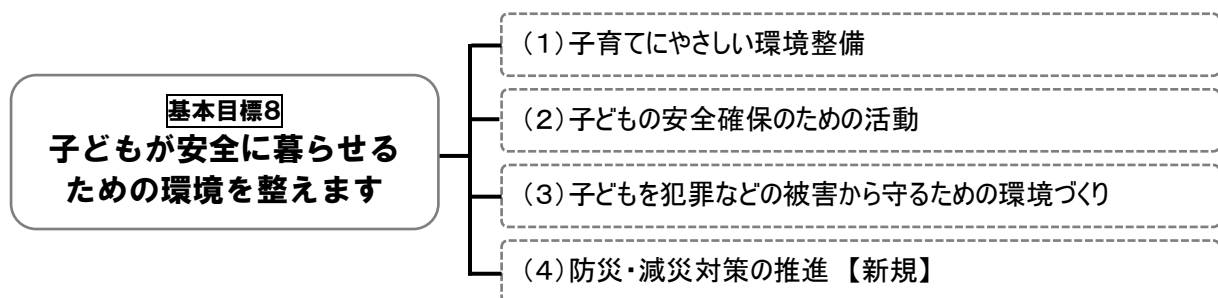
2. 仕事と子育ての両立の推進

取り組み	事業概要	担当課
男女共同参画による 子育ての促進	就学前教育保育施設や小学校等の情報提供機能を活用し、男女が共同して子育てに参加する意識の啓発に努めます。	【企画情報課】
子育てを促進する 職場環境の整備	育児休業制度を利用しやすい環境づくり、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう、関係機関と連携を図りながら、企業などに対する働きかけに努めます。	【企画情報課】
父親の育児参加の 促進	パパママスクール、乳幼児健診などの相談時や、保育所等において、家族で協力して育児を行うよう父親の子育て参加に対する意識の啓発に努めます。	【福祉課】 【保険健康課】
就労支援の推進	地域雇用活性化推進事業等において、子育て世代の就業促進に関するセミナーや合同就職面接会の実施に努めます。就業希望者の職業能力向上や、事業所とのマッチングを図ります。	【商工観光課】

基本目標8 子どもが安全に暮らせるための環境を整えます

施策体系

◆推進施策◆



◆関連計画◆

地域防災計画

教育基本方針

地域福祉計画

1. 子育てにやさしい環境整備

取り組み	事業概要	担当課
安全な道路整備	優先順位に配慮しながら、安全な道路整備に向けて、歩道の設置、道路改良などの推進を図っていきます。	【建設課】
公園等公共施設におけるバリアフリー化の推進	公園等公共施設の整備において、子育て世帯等の利用者の利便性を向上させるため、計画上可能な限りバリアフリー化に努めます。	【施設担当課】
公共施設などにおける子育て設備の整備	乳幼児づれの方が、安全かつ快適に利用できるように公共施設整備に努めます。	【施設担当課】
子育てにやさしいまちの情報提供	遊び場などの必要な情報を取りまとめ、ホームページ、ハンドブック、子育てアプリの活用により、子育てに関するまちの情報の提供に努めます。 既存の広報媒体に加え、SNSや市政広報番組も活用するなど、クロスメディアの手法での情報発信に取り組みます。	【市長公室】 【福祉課】
子育て家庭に向けた住環境整備の促進	子育て世帯に対する住宅改修資金の支援や公営住宅への入居に関する優遇措置の検討を行います。	【建築住宅課】

2. 子どもの安全確保のための活動

取り組み	事業概要	担当課
交通安全教室の推進	就学前児童・小学生・中学生を対象とした交通安全の啓発活動を行い、子どもを交通事故から守るため、交通安全教室などを開催していきます。	【企画情報課】
通学路等の安全点検 及び整備 【新規】	宇和島市通学路安全対策連絡協議会を開催し、通学路等の危険箇所の解消を目指します。各学校での通学路等点検、警察・道路管理者等が参加する合同点検の枠組みにより、危険箇所のリスト化、各管理者への道路改修等の要請を行います。 また、安全対策等の見守り活動については、地域と連携した取り組みに努めます。	【建設課】 【教育総務課】 【福祉課】

3. 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり

取り組み	事業概要	担当課
防犯体制の充実	防犯協会などの取り組みを通じた子どもの安全や犯罪防止のための広報活動や、住民参加による防犯運動の推進を行い、防犯体制の充実に努めます。	【総務課】
犯罪を防止する 環境づくりの推進	夜間の安全性を高める防犯灯・街灯・防犯カメラの設置、道路・公園などにおける死角の解消などにより、犯罪を防止する環境づくりを推進していくとともに、子どもが犯罪などの被害にあわないよう防犯意識の普及に努めます。 警察・学校・地域などと連携を図りながら街頭補導や相談活動等を行い、犯罪を防止する地域社会を目指していきます。	【総務課】 【生涯学習課】
犯罪被害にあった 子どもの保護	児童の安全を第一に、保健、福祉、教育、警察等関係機関と連携を図りながら、必要な機関につなげ、専門家による相談やカウンセリング等のケアにより児童の不安を解消し、児童の一時保護等も行います。	【福祉課】
教育・保育施設の 防犯機能強化 【新規】	教育・保育施設における防犯カメラの設置等、防犯機能の強化を推進するとともに、防犯に関する情報共有や、緊急時に警察等関係機関との連携を迅速に行うなど、ハード・ソフト両面から防犯機能強化に努めます。	【福祉課】 【教育総務課】
不審者情報等の 発信力の強化 【新規】	不審者等の情報について、警察等関係機関との連携により速やかに各施設に注意喚起をし、各施設からはアプリ等を活用した保護者への情報発信をするなど、子どもの安全確保に努めます。	【学校教育課】 【福祉課】

4. 防災・減災対策の推進【新規】

取り組み	事業概要	担当課
防災意識の高揚及び 防災体制の整備	地域と連携を図りながら、避難訓練や講演会、防災キャンプなどを通じた啓発と防災教育に取り組むことで、各家庭における防災意識の高揚を図ります。 また、教育・保育施設からの要請により、関係機関職員やアドバイザーを派遣し、各施設に即した助言や講習を実施するなど、施設の防災体制の整備・強化に努めます。	【危機管理課】 【福祉課】 【学校教育課】
教育・保育施設における防災計画の策定 及び避難訓練の実施 【新規】	施設の防災体制の整備を行い、保護者や地域と合同して防災活動に積極的に取り組むとともに、関係者間の協議を定期的実施するよう努めます。 災害時における児童等や教職員の安全確保を図るため、災害種別に 応じた避難確保計画を策定し、計画に基づいた訓練実施に努めます。	【福祉課】 【学校教育課】 【危機管理課】

第5章 推進体制

1 地域における推進体制の充実

地域における包括的な子育て支援体制を充実させていくため、行政と家庭、地域、企業が連携を図り、各種団体や関係機関などが協力して子育て環境の充実した地域社会を目指します。

2 行政における推進体制の充実

本計画を、総合的・計画的に推進するために、**行政**関係部局との連携を強化していきます。

また、国・県・関係機関との連携を強化し、子育てに関する一体的な施策を推進していきます。

3 社会情勢・経済情勢への対応

子ども・子育て会議を中心に、本計画に基づく諸施策が実効的に行われているか進捗状況を調査及び評価し、必要に応じて見直しを行います。

実効的に行われているかどうかの検討や見直しは、関係機関と連携して、社会情勢・経済情勢に応じて対応していきます。

参考資料

1 策定経過

日程	事項	内容
平成 30 年 12 月 20 日（木）	第 18 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 子ども・子育て支援事業計画について - 宇和島市子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）について
令和元年 7 月 19 日（金）	第 19 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 第 1 期計画の目標事業量と実績比較 - 第 2 期計画策定のためのニーズ調査結果報告
令和元年 9 月 30 日（月）	第 20 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 第 2 期子ども・子育て支援事業計画骨子案について - 現状・課題のまとめ及び今後の方向性 - 計画の基本理念及び施策体系 - 見込量の算出
令和元年 11 月 29 日（金）	第 21 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 第 2 期子ども・子育て支援事業計画素案について - 量の見込みに対する確保方策について - 基本目標に基づく施策展開について
令和元年 2 月 〇日（〇）	第 22 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の承認について - 第 2 期計画の概要版について

2 宇和島市子ども・子育て会議条例

宇和島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇和島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、市長がこれを招集するものとする。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 委員名簿

所属 役職名	氏名	備考
環太平洋大学短期大学部付属幼稚園保護者	高瀬 紀子	
岩松幼稚園保護者	今西 美和	
尾串保育園保護者	宮本 千華	
三間認定こども園保護者	佐々木 美紀	
市PTA連合会 代表	松島 陽子	
元気の泉保育園 園長	鹿島 孝代	
認定こども園八幡幼稚園 園長	渡部 太輔	会長
番城放課後児童クラブ	廣瀬 里香	副会長
三間放課後子ども教室	毛利 美紀子	
主任児童委員 部会長	原口 幸	
宇和津小学校 校長	山村 由美	

※庁内検討委員

所属 役職名	氏名	備考
教育部長	上田 益也	
福祉事務所長	岡田 一代	
教育総務課長	面川 啓之	
学校教育課長	西田 一洋	
生涯学習課長	富田 満久	
保険健康課長	毛利 正光	
福祉課長	伊手 博志	

○ 任期途中での退任者

所属 役職名	氏名	備考
鶴城幼稚園保護者	山田 早織	H30.9.1～H31.3.31
明倫幼稚園保護者	天野 香	H30.9.1～H31.3.31
宇和島済美保育園保護者	藤原 知美	H30.9.1～H31.3.31
吉田愛児園保護者	寺坂 允光	H29.4.1～H31.3.31
主任児童委員 部会長	吉川 知子	H29.4.1～R1.11.30
二名小学校校長	松廣 歩	H29.4.1～H31.3.31
厚生委員会 委員長	武田 元介	H29.9.11～R1.9.25
産建教育委員会 委員長	中平 政志	H29.9.11～R1.9.25

※庁内検討委員

所属 役職名	氏名	備考
教育総務課長	横山 泰司	H27.4.1～H31.3.31
福祉課長	古谷 輝生	H28.4.1～H31.3.31

